
KENSHIN DISCLOSURE

2025

けんしんの現況

地元を見つめ、
地元とともに歩み、
地元の発展に
ベストをつくします。

CONTENTS

ごあいさつ	1
当組合のめざすもの	2
業績ダイジェスト	4
健全な経営のために	7
地域とけんしん	14
営業のご案内	34
組織	43
当組合のあゆみ	45
データ編	46

当組合の概要

- 名 称 新潟県信用組合(略称：けんしん)
- 理 事 長 赤川 新一
- 本 店 所 在 地 〒951-8114
新潟市中央区営所通一番町302番地1
TEL 025-228-4111
- 創 立 昭和25年2月25日
- 出資金(資本金) 2,326百万円
- 店 舗 数 43店舗
- 組 合 員 数 73,781名
- 預 金 434,491百万円
- 貸 出 金 187,865百万円

(令和7年3月末現在)

表紙のデザインは、ひまわり色を基調に幾何学模様の円とけんしんのシンボルマークを重ねることで、地域とけんしんがお互いを尊重しつながりあって大きな縁(円)を描く様子を表しています。





ごあいさつ

理事長 赤川新一

皆さまには、平素より新潟県信用組合（略称：けんしん）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

皆さまから当組合に対するご理解を一層深めていただきますよう、ディスクロージャー誌「けんしんの現況2025」を作成いたしました。経営方針や最近の財務状況、業績などをできるだけわかりやすくご説明させていただくことを心がけましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和6年度の県内経済は、原材料価格の高止まりや円安の影響を受けつつも概ね緩やかな回復基調となりました。能登半島地震の復旧工事を中心に公共投資が増加したほか、佐渡金銀山の世界文化遺産登録を受けて観光需要が拡大しました。一方で、物価上昇や物流問題などを背景に、コスト増加や人手不足などが深刻化し、中小企業の経営を圧迫しました。また、個人消費は、賃上げや雇用環境の改善を受けて持ち直しの動きがみられたものの、食料品やエネルギー価格の上昇が家計に大きな影響を及ぼしました。金融環境は、日本銀行による金融政策の正常化を受けて金利上昇が進んだほか、日経平均株価は一進一退を繰り返すなど金融市場も動きの多い一年となりました。

このような環境の下、令和6年度は、「第19次中期経営計画（令和4年度～6年度）“地域との伴走・共生”～顧客との信頼関係の再構築・強化を目指して～」の最終年度であり、経営課題として「人的資源の活性化」「地域力の発揮」「組織体制の確立」「収益力の向上」「健全性の強化」の5項目を掲げ、計画の達成に向けて各種施策に取り組んでまいりました。特に、第19次中期経営計画の集大成として、価値創造の源泉となるヒトへの投資を通じてけんしんの企業価値を向上させ、持続可能な経営基盤を構築する体制づくりに注力いたしました。

本年4月より「第20次中期経営計画（令和7年度～9年度）」をスタートいたしました。本計画では、目指す姿を「業務の質と職員の質、行動の質を高め、組織の好循環を実現する」「地域に根差し、地域と支え合い、地域社会の持続的発展に貢献する」として捉え、テーマを「“つながろう『けんしん』つながろう『地域と』”～人財の力を最大活用し、地域のチカラになる～」としました。経営課題として「人財力の強化」「地域力の発揮」「組織力の強化」「持続性の向上」「健全性の向上」の5項目を掲げ、経営課題に対応する経営戦略として「人財戦略」「地域戦略」「組織戦略」「成長戦略」「基本戦略」の5つの戦略を立て、計画の達成に向けて組織一丸となって全力で取り組んでまいります。

地元を見つめ、地元とともに75年の歴史を刻んだ当組合が、今後もさらに皆さまから親しまれ信頼される金融機関としてお役に立てますよう、役職員一同全力をあげて邁進する所存でございます。

今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和7年7月

- 本誌は、「協同組合による金融事業に関する法律」第6条において準用する「銀行法」第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
- 本資料に掲載してある金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しているため、掲載金額の合計と表中の合計欄が一致しない場合があります。
- 本資料に掲載してある諸利回り・諸比率は、原則として小数点第3位以下を切り捨てて、第2位までを表示しております。
- 端数処理の関係から、掲載している構成比の合計が100%とならない場合があります。

経営理念



以上3つの経営理念を踏まえ、「新潟県下の中小企業者、勤労者のため相互扶助の精神に基づく金融の円滑化を通じて経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図りつつ地域経済の発展に貢献する」ことを基本方針に掲げています。

経営環境

令和6年度の県内経済は、原材料価格の高止まりや円安の影響を受けつつも概ね緩やかな回復基調となりました。能登半島地震の復旧工事を中心に公共投資が増加したほか、佐渡金銀山の世界文化遺産登録を受けて観光需要が拡大しました。一方で、物価上昇や物流問題などを背景に、コスト増加や人手不足などが深刻化し、中小企業の経営を圧迫しました。また、個人消費は、賃上げや雇用環境の改善を受けて持ち直しの動きがみられたものの、食料品やエネルギー価格の上昇が家計に大きな影響を及ぼしました。金融環境は、日本銀行による金融政策の正常化を受けて金利上昇が進んだほか、日経平均株価は一進一退を繰り返すなど金融市場も動きの多い一年となりました。

国内景気については、雇用環境の改善や各種政策の効果で内需主導の緩やかな回復が見込まれます。一方で、米国の関税政策や中国経済の減速など海外経済の不透明感が強まっており、日本経済にとって成長の下振れリスクとなる可能性があります。特に、自動車や機械などの輸出産業は、米国の関税措置による影響を受けやすく企業の業績や設備投資に慎重な姿勢がみられます。

地域金融機関を取り巻く環境は、これまでにない大きな変化に見舞われています。特に、人口減少による地域経済の縮小や中小零細企業の休廃業の増加、物価高や金利上昇等による収益環境への影響、DXやキャッシュレス化の進展、持続可能な社会の実現に向けたSDGsへの取り組みなど様々な課題への対応が必要となります。こうした環境変化に適切かつ柔軟に対応し、持続可能な経営基盤づくりを進めていくことが重要であり、地域金融機関として社会経済情勢の変化に対応した事業者支援の推進を図るとともに、顧客本位の業務運営を徹底していくことが求められています。また、高度化・複雑化するサイバー犯罪に対するセキュリティ対策やマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に向けた態勢整備後の継続的な取り組み、特殊詐欺などの金融犯罪防止に向けた取り組みを一層強化していく必要があります。

経営ビジョン

令和7年度からスタートした第20次中期経営計画(令和7年度～9年度)では、目指す姿を「業務の質と職員の質、行動の質を高め、組織の好循環を実現する」「地域に根差し、地域と支え合い、地域社会の持続的発展に貢献する」として捉え、テーマを「つながろう『けんしん』つながろう『地域と』～人財の力を最大活用し、地域のチカラになる～」としました。

このテーマには「職員と組織が共に成長し、互いに貢献し合える組織の好循環を実現する」また、「相互扶助の精神に基づき、地域と向き合い、地域社会の持続的発展に貢献する」という2つの意味が込められており、このテーマを実現するためには、けんしんの役職員が一丸となって総合力を発揮し、地域との関係性を強化し地域に寄り添う活動を展開することが必要になります。

そして、計画を実現するための経営課題として「人財力の強化」「地域力の発揮」「組織力の強化」「持続性の向上」「健全性の向上」の5項目を掲げ、経営課題に対応する経営戦略として「人財戦略」「地域戦略」「組織戦略」「成長戦略」「基本戦略」の5つの戦略を立て、具体的な施策を実行していきます。

第20次中期経営計画(2025年4月～2028年3月)

目指す姿

「業務の質と職員の質、行動の質を高め、組織の好循環を実現する」
「地域に根差し、地域と支え合い、地域社会の持続的発展に貢献する」

テーマ

“ つながろう「けんしん」 つながろう「地域と」 ”
～人財の力を最大活用し、地域のチカラになる～

5つの経営課題〈経営戦略〉

1

人財力の強化
〈人材戦略〉

- (1)ワーク・エンゲージメントの向上
- (2)人財育成・能力開発の充実
- (3)適正人員の確保・定着

役職員間の強固な信頼関係を構築するため、ワーク・エンゲージメントの向上に取り組みます。また、現状の人員構成を踏まえ、業務全体の質的向上に向けて、実践的な人財育成ならびに効果的な能力開発に取り組みます。適正人員の確保・定着に向けた取り組みでは、メディア等の活用により採用ブランディングを行い、優秀な人財を確保し、競争力を強化します。また、処遇改善や人事諸制度の見直しにより人財の安定的な定着に向けて取り組みます。

2

地域力の発揮
〈地域戦略〉

- (1)地域力発揮に向けた取り組み
- (2)コンサルティング機能の強化
- (3)情報発信力の強化

ソリューション活動と地域貢献活動を更に進化させることにより、SGM活動の充実を図ります。また、企業支援活動として外部機関と連携した最適なソリューションの提供、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援等に取り組み、コンサルティング機能を強化し、実効性を高めます。けんしんのイメージアップの取り組みでは、複合的なメディア媒体(メディアミックス)を活用し、情報発信力を強化します。

3

組織力の強化
〈組織戦略〉

- (1)営業店支援体制の改革
- (2)業務改革への取り組み
- (3)店舗体制の確立

営業店ごとの営業活動の実態を踏まえた効果的な新規開拓活動および営業マニュアルの刷新による営業改革に取り組みます。加えて、本部による営業店支援体制の改革、業務の効率化・省力化を実現するための業務改革に取り組みます。また、地域情勢等を踏まえ、将来に向けた店舗体制の整備を行うとともに、老朽化店舗の新築、働きやすい店舗環境を整備します。

4

持続性の向上
〈成長戦略〉

- (1)収益力の強化
- (2)業務推進体制の再構築
- (3)市場運用力の強化

本業収益の増強では、預金・貸出金の増強、貸出金利息収入の増強、個別推進項目の推進強化、役務収益の増強に向けて取り組みます。また、業務推進体制の再構築に向けて、目標管理・行動管理を徹底し、営業推進を強化します。市場運用力の強化においては、有価証券利息配当金の増加、余資運用利回りの向上に取り組み、保有有価証券の評価損を削減させ、自己資本の強化を図ります。

5

健全性の向上
〈基本戦略〉

- (1)リスク管理の高度化
- (2)ガバナンスの強化
- (3)内部監査の高度化

リスク管理の高度化においては、信用リスクや市場リスク管理態勢を強化し、資産の健全化を図ります。併せて、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策管理態勢の維持・高度化、サイバーセキュリティ対策の強化、役職員のコンプライアンスの徹底、BCP対策の強化に向けて取り組みます。また、経営陣による経営管理機能の発揮、監査部による経営への牽制機能の構築により、ガバナンスを強化します。その他にも、リスクベース監査の実践に加え、経営監査を確立することにより内部監査の高度化を図ります。

最終目標

計数目標

業容

預金
4,650億円
(期末残高)
貸出金
1,960億円
(期末残高)

収益性

コア業務純益
1,072百万円
当期純利益
410百万円

健全性

自己資本比率
9%台
不良債権比率
3.3%台

効率性

コアOHR
79%台

用語解説

●コア業務純益

コア業務純益は業務純益から債券関係損益と一般貸倒引当金繰入額を控除して算出した中核的な業務純益を表します。

●コアOHR

OHRは、業務粗利益(業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 + 経費)に占める経費の割合で、効率性を表す指標の一つです。コアOHRは業務粗利益から債券関係損益を控除して算出したもので、債券による損益の影響を除いて表示しております。

業績の概要

令和6年度は、「第19次中期経営計画(令和4年度～6年度)“地域との伴走・共生”～顧客との信頼関係の再構築・強化を目指して～」の最終年度であり、経営課題として「人的資源の活性化」「地域力の発揮」「組織体制の確立」「収益力の向上」「健全性の強化」の5項目を掲げ、計画の達成に向けて各種施策に取り組みました。

「人的資源の活性化」については、職員の定常化を図るため、稼働人員の適正化に向けた取り組みや安定的な定着への取り組みを行いました。また、自立型人材の育成に向けて、人材教育と能力開発の強化に取り組み、組織全体の質的向上を図りました。働き方改革への取り組みでは、働きやすい職場環境への改善を図り、魅力ある職場づくりに取り組みました。

「地域力の発揮」については、SGM体制の機能強化として、本部と営業店が一体となった活動を強化し、「ソリューション活動」と「地域貢献活動」のさらなる充実を図りました。また、営業推進力の強化に向けて、目標管理に加えて行動管理の徹底を図り、全員営業体制の確立を目指して取り組みました。その他にも、社会経済情勢の変化に対応した事業者支援の一層の推進を図るため、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援に重点を置き、一歩先を見据えた早めの対応促進とコンサルティング機能の強化を図りました。

「組織体制の確立」については、人的資源への投資やデジタル推進による省人化への取り組みを通じて、営業店業務の支援強化を図りました。また、デジタル化による業務改革の推進やコスト削減への取り組みにあたり、ロードマップを設定したなかで、迅速かつ効果的な対応を行いました。

「収益力の向上」については、資金収益の増強に重点を置き、貸出金量の増加及び貸出金利回りの向上に向けた取り組みを行いました。また、収益性の高い個別推進項目を選定したなかで全員営業による獲得推進を図り、取引基盤の強化を図るとともに、役務収益の強化として、新NISA制度を通じた投資信託等の推進や各種手数料の見直しを行い、手数料収入の増強を図りました。その他にも、収益力の向上に向けて、日本銀行の金融政策正常化を踏まえた市場運用力の強化に取り組みました。

「健全性の強化」については、経営陣による適時適切な関与のもと、信用リスクや市場リスク管理態勢の強化を図り、資産の健全化に向けて取り組みました。また、コンプライアンスの徹底及びBCP(事業継続計画)への取り組み、サイバーセキュリティ対策の強化を通じてリスク管理の徹底を図りました。併せて、マネロン対策推進委員会を中心にマネロンガイドラインに基づく態勢の維持、実行、検証を行い、マネロン・テロ資金供与対策の高度化を図りました。

業務面については、預金残高は法人預金・個人預金とも増加し、前期比41億円増加の4,344億円となりました。貸出金残高は、事業性融資を中心に増加し、前期比54億円増加の1,878億円となりました。

収益面については、業務純益は利上げの影響で預金利息が増加したものの、貸出金利息、有価証券利息配当金及び預け金利の増加により、前期比104百万円増加の620百万円となりました。経常利益は株式等売買損益の影響により、前期比71百万円減少し428百万円に、当期純利益は法人税負担の減少により、前期比14百万円増加し363百万円となりました。自己資本比率は前期比0.15ポイント低下し9.72%となりましたが、引き続き必要とされる基準を十分確保しております。

不良債権の処理額については、貸出金償却額が前期比35百万円増加したことなどから、147百万円となりました。不良債権比率については、不良債権額が前期比12百万円減少したことなどから、前期比0.12ポイント低下し3.64%となりました。金融円滑化への対応については、引き続き新規融資や貸付条件の変更等の相談、申込みに対して金融円滑化管理方針のもと、適切な取り組みを行いました。

業績の状況

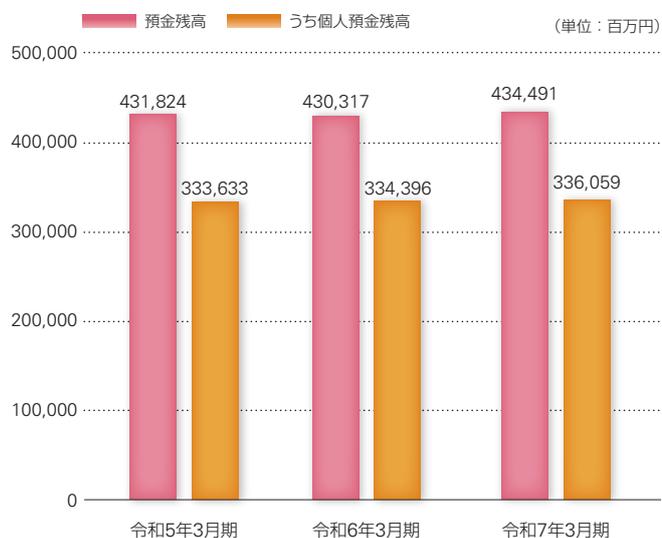
● 主要経営指標の推移

(金額単位：百万円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利益等	経常収益	5,934	5,933	5,846	5,778	6,240
	コア業務純益	1,160	1,505	1,198	1,157	1,179
	経常利益	856	1,073	884	499	428
	当期純利益	683	747	708	349	363
残高等	預金残高	422,273	428,049	431,824	430,317	434,491
	貸出金残高	183,257	182,085	184,012	182,382	187,865
	有価証券残高	184,269	194,141	176,876	178,373	190,215
	純資産額	19,995	17,836	12,026	12,708	8,798
	総資産額	473,861	479,480	464,150	453,268	446,475
	自己資本比率	9.17 %	9.39 %	9.71 %	9.87 %	9.72 %
出資等	普通出資金	2,270	2,260	2,260	2,238	2,226
	普通出資口数	2,270 千口	2,260 千口	2,260 千口	2,238 千口	2,226 千口
	優先出資金	—	—	—	—	—
	優先出資口数	—	—	—	—	—
	普通出資配当金	67	67	67	67	66
	優先出資配当金	—	—	—	—	—
職員数	364 人	361 人	353 人	349 人	371 人	

職員数は、パート、アルバイトを除く常勤職員数を記載しております。

● 預 金



----- 令和7年3月期 -----

預金残高

434,491 百万円

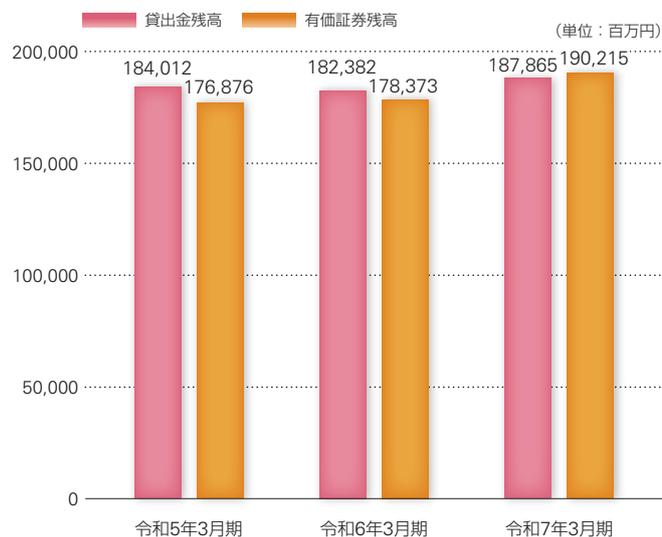
うち個人預金残高

336,059 百万円

預金残高は、前年同月比4,174百万円増加し、434,491百万円となりました。

個人預金残高は、流動性残高の増加により前年同月比1,663百万円増加し、336,059百万円となりました。

● 貸出金・有価証券



----- 令和7年3月期 -----

貸出金残高

187,865 百万円

有価証券残高

190,215 百万円

貸出金残高は、法人事業性融資、地方公共団体・金融機関融資の増加により前年同月比5,483百万円増加し、187,865百万円となりました。

有価証券の期末残高は、国債の増加等により前年同期比11,841百万円増加し190,215百万円となりました。

厳格なリスク管理のもと、当組合に適したリスク量にコントロールしながら収益確保を図っています。

● コア業務純益・経常利益・当期純利益



----- 令和7年3月期 -----

コア業務純益

1,179 百万円

経常利益

428 百万円

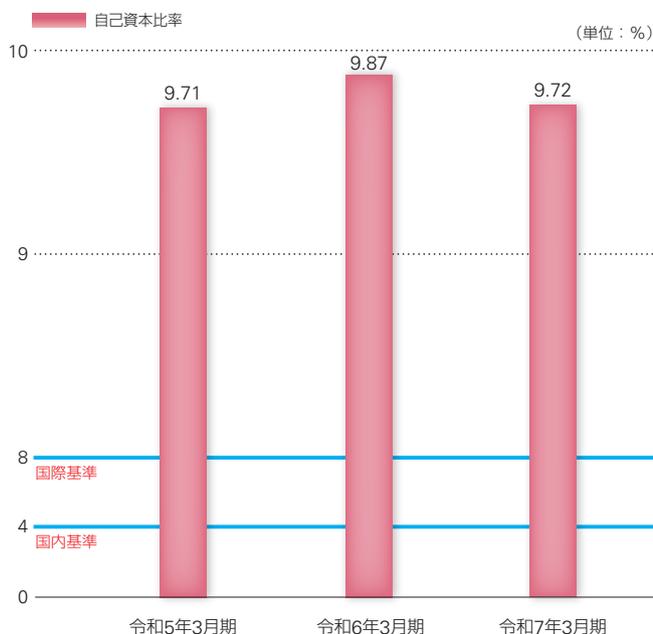
当期純利益

363 百万円

コア業務純益は、預金利息および経費が増加したものの、有価証券利息配当金の増加により、前年同期比22百万円増加し1,179百万円となりました。

経常利益は、有価証券のロスカットを実施したこと等により、前年同期比71百万円減少し428百万円となりました。当期純利益は、前年同期比14百万円増加し363百万円となりました。

● 自己資本比率



----- 令和7年3月期 -----

自己資本比率 **9.72%**

自己資本比率は、自己資本額が当期純利益の計上により増加しましたが、自己資本比率規制の変更によりリスク・アセット等が増加したため、自己資本比率が9.72%となりました。

引き続き必要とされる国内基準 (4.0%) を大きく上回る水準にあります。

自己資本比率
9.72%

$$= \frac{\text{自己資本(19,651百万円)}}{\text{リスク・アセット等(202,013百万円)}} \times 100$$

用語解説

● リスク・アセット等

信用組合が保有している貸出金や有価証券などの資産に、リスクに応じた掛け目(リスク・ウェイト)を乗じて得た額等(信用リスク・アセット)および信用組合業務におけるシステム障害や事務ミスなどによって損失が生じるリスク(オペレーショナル・リスク)を8%で除した額の合計額

不良債権等の情報

金融再生法に基づく開示債権残高（金融再生法開示債権）は、前年同期比12百万円減少し6,863百万円となり、債権額に占める割合は、0.12ポイント低下し3.64%となりました。

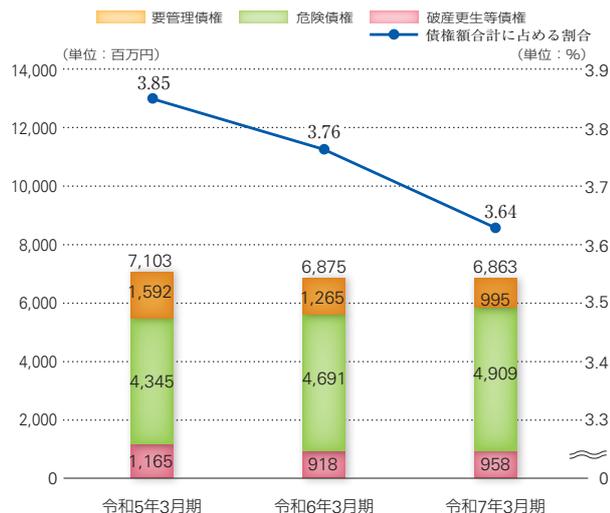
※詳しくは、P.56をご覧ください。

◎ 金融再生法による開示債権及び引当状況（令和7年3月31日現在）

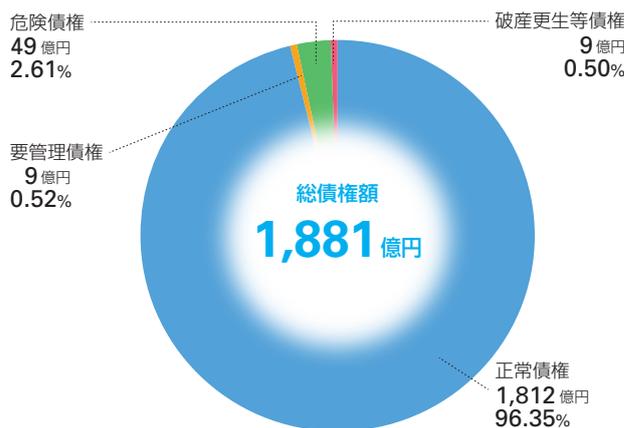
（単位：百万円）

項目	残高 a	担保等保全額 b	貸倒引当金 c	保全率(%) (b+c)/a×100	不良債権額増減 (前年同期比)
破産更生等債権 ①=②+③	958	801	156	100.00	39
破綻先債権 ②	87	75	11	100.00	△29
実質破綻先債権 ③	870	725	145	100.00	69
危険債権 ④	4,909	3,623	873	91.60	218
破綻更生等・危険債権 ⑤=①+④	5,867	4,424	1,030	92.97	258
要管理債権 ⑥	995	379	12	39.39	△270
合計 ⑦=⑤+⑥	6,863	4,804	1,043	85.19	△12
債権額合計に占める割合	3.64%				

○ 金融再生法開示債権



○ 金融再生法開示債権の状況（令和7年3月31日現在）



◎ 償却・引当基準

自己査定債務者区分	資産区分(金融再生法)	償却・引当方針
破綻先債権 実質破綻先債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	担保・保証等により保全のない部分に対して、100%を償却または引き当てる。
破綻懸念先債権	危険債権	担保・保証等により保全のない部分に対して、債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を引き当てる。上記以外の債権に対しては、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を引き当てる。
要注意先債権	要管理債権	要管理債権額に対して、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を引き当てる。
	正常債権	過去の貸倒実績率に基づき今後1年間の予想損失額を引き当てる。
正常先債権	正常債権	過去の貸倒実績率に基づき今後1年間の予想損失額を引き当てる。

- 用語解説**
- **破産更生等債権**
「破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」であり、破綻先および実質破綻先に対する債権です。
 - **危険債権**
「経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権」であり、破綻懸念先に対する債権です。
 - **要管理債権**
要注意先に対する債権のうち、「三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権」を指します。

個人情報保護への取り組み

個人情報保護法により、当組合が保有している膨大な個人情報を適正に管理し、情報の漏洩やデータ紛失等の未然防止に努めていかなければなりません。

当組合では、個人情報保護に関する諸規程を制定し、厳正な管理・運営体制により情報の漏洩防止策を講じています。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報および個人番号(以下「個人情報等」という。)保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「法」という。)、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下、「法令等」という。)を遵守して以下の考え方に基づきお客さまの個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

〈ご質問・相談・苦情窓口〉

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取り扱い等に関するご質問等につきましては、当組合の本店または下記のお問い合わせ窓口までお申し出下さい。

新潟県信用組合 新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1
理事長 赤川 新一

お問い合わせ窓口

総務部 TEL 025-228-4111
〈Eメール〉 webmaster@niigata-kenshin.co.jp/
〈URL〉 https://www.niigata-kenshin.co.jp/

● キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先

万一、暗証番号を他人に知られたり、キャッシュカードが盗難・紛失にあった場合には下記連絡先までご連絡下さい。

また、キャッシュカードの盗難・偽造被害に遭われた際には、最寄の警察にも届け出下さい。

	受付時間帯	連絡先電話番号	連絡先名称
平日	8:45~17:00	各お取引店電話番号	各お取引店
	17:00~翌朝8:45	0120-531-183	信組ATMセンター
土日・祝日	終日		

※各お取引店の電話番号は店舗一覧(P.44)をご参照下さい。

● キャッシュカード犯罪防止対策

○ 自動機での1日あたりのカード払出限度額の設定

自動機での1日あたりの出金限度額を50万円までとしました。お客さまの申し出により200万円までの出金が可能となります。変更を希望される場合は、窓口へお申し出下さい。

○ 自動機による利用制限

自動機の利用を当組合に限定したり、お取引店だけに限定したりすることが可能です。希望される場合は、窓口へお申し出下さい。

○ 自動機による振込限度額の変更

1日の振込限度額を50万円までとしました。お客さまの申し出により200万円までの設定が可能です。限度額の変更を希望される場合は、窓口へお申し出下さい。

○ 類推されやすい暗証番号の使用防止

自動機でのお取引(支払、残高照会、暗証番号変更)の際、入力された暗証番号が類推されやすい暗証番号である場合、ATM画面上に注意喚起および変更をお願いするメッセージを表示します。

○ キャッシュカードによる振込取引の一部利用制限

振込め詐欺被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、70歳以上で1年以上キャッシュカードでATM振込をされていないお客さまへは、1,000円を超えるATM振込を制限させていただきます。

○ キャッシュカードによる現金出金取引の一部利用制限

カード詐欺被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、70歳以上で3年以上キャッシュカードによるATMでのお出しをされていないお客さまへは、10万円を超える現金出金取引を制限させていただきます。

● ICキャッシュカードの対応

当組合では、本店営業部をはじめ全店舗のATMにICキャッシュカードの対応をしております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

● 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。

【窓口：新潟県信用組合総務部】

受付日 月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間 9:00～17:00 電話 025-228-4111

なお、苦情対応の手続きについては、上記窓口へお問い合わせいただくか、店頭ポスターまたは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.niigata-kenshin.co.jp/>

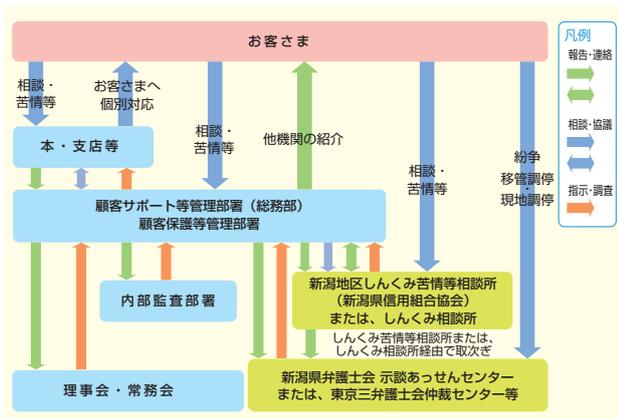
保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

(電話：03-3286-2648)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(電話：0570-022808)



● 紛争解決措置

新潟県弁護士会示談あっせんセンター(電話：025-222-5533)

東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)

上記弁護士会にて紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、左記当組合総務部または、新潟県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出下さい(※)。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京都以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京都の弁護士会の斡旋人と東京都以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京都を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会下さい。

【窓口1：新潟県信用組合協会】

受付日 月曜日～金曜日(祝日および信用組合の休業日は除く)

受付時間 9:00～17:00 電話 025-247-7433

住所 〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28(信用組合会館内)

【窓口2：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間 9:00～17:00 電話 03-3567-2456

住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る管理体制

当組合は、健全な経済活動に重大な悪影響を与える可能性のある犯罪組織やテロ組織への資金流入を未然に防止するための体制強化に努めております。

また、当組合の信頼の維持、業務の健全性および適切性の確保のため、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます）対策を経営の重要課題として位置付け、経営管理方針等に基づき、適切な管理体制の構築に取り組んでいます。

○マネロン・テロ資金供与対策管理体制

当組合は、経営陣の主導的な関与のもと、マネロン・テロ資金供与対策統括管理者を任命、統括部を事務部、関連部を総務部、人事部とし、全店にマネロン責任者を配置し、本部・営業店が密接に連携することにより、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施し、組合内横断的なマネロン・テロ資金供与対策管理体制の整備と強化に取り組んでいます。

○マネロン・テロ資金供与対策プログラム

マネロン・テロ資金供与対策の体制整備のための具体的な実践計画である「マネロン・テロ資金供与対策プログラム」を経営陣の承認を受け、毎年策定しております。

この計画に基づき、役職員への継続的な研修の実施や「マネロン情報レポート」の毎月発行により、マネロン・テロ資金供与対策に関する知識取得、意識の向上に取り組むとともに、各種法令等を遵守し、取引時確認や各種モニタリング等で適切な顧客管理を実施することにより、問題の早期発見に努めるなど、マネロン・テロ資金供与対策管理体制の実効性確保に努めております。

また、マネロン・テロ資金供与対策の遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、監査結果を統括部・関連部と共有することにより、継続的かつ組織的にマネロン・テロ資金供与対策の管理体制の充実に努めております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	47	70
監事	12	14
合計	60	84

注1. 上記は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事10名、監事3名です(退任役員を含む)。

注3. 使用人兼務理事4名の使用人分の報酬(賞与を含む)は、38百万円です。

注4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は監事4百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

注3. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることにより動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

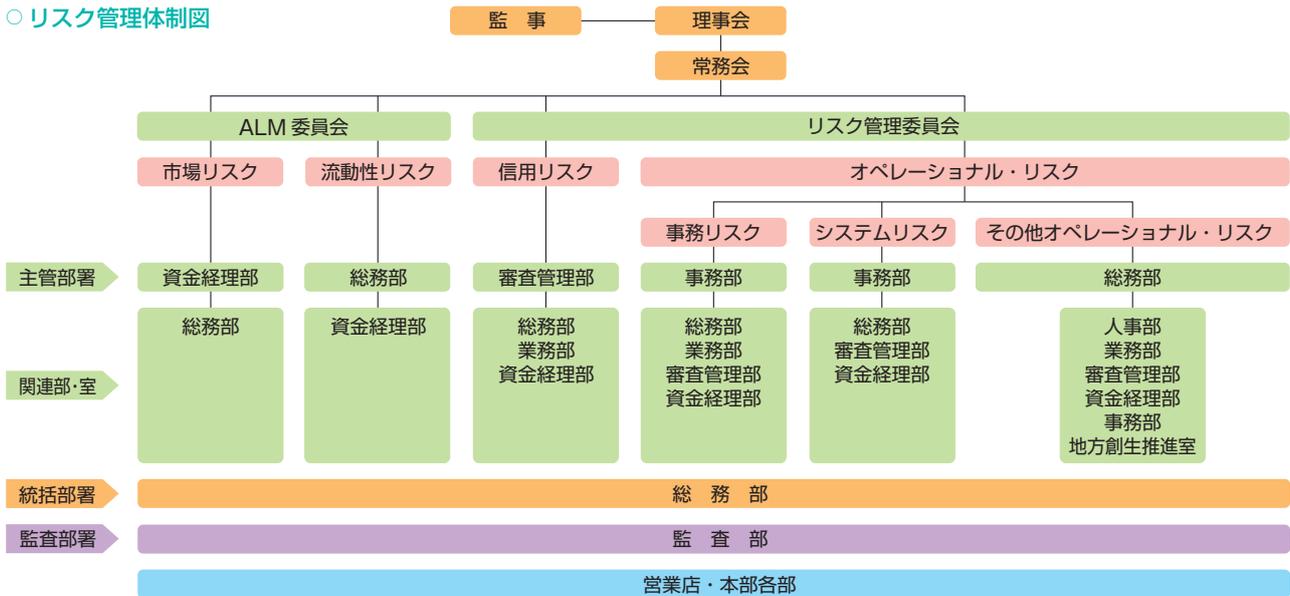
リスク管理体制

国内外の金融経済情勢をめぐる不確実性や社会経済の構造的な変化に直面している中で、金融機関として様々なリスクに適切に対応し、経営基盤の安定化、収益基盤の強化、財務の健全性に基づく持続可能なビジネスモデルを確立し、地域経済及び地域の事業者の発展につなげることが重要な課題となっております。

当組合では、「リスク管理委員会」および「ALM委員会」を設置しており、各リスクをより正確に把握・分析し適正にコントロールするとともに、各リスク管理方針について毎年見直しを行うことや、内部監査によるリスク管理の検証を実施することで態勢の充実に取り組んでおります。

また、業務に内在する各種リスクについて一元的に管理し、総体的に捉えて当組合の業務の健全性を確保するよう「統合的リスク管理体制」を整備するなど、リスク管理の高度化に努めております。

○ リスク管理体制図



● 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。当組合では、審査管理部を主管部として厳正な融資審査の実施に万全を期しております。

具体的には、大口貸出や特定業種への偏重を避けるために与信集中リスク管理やポートフォリオ管理を徹底し、定期的に管理状況を常務会等に報告しております。

信用リスク量の計測はVaRにより行っております。また、ストレス・テストを実施し、信用リスク量を把握しております。

貸出金等の資産自己査定については当組合の「資産自己査定規程」に基づき、保有するすべての資産について、営業店と資産自己査定委員会による二段階の査定体制により厳正な資産査定を行い、さらに監査部において査定結果の適切性・妥当性を検証しております。

また、全店を挙げて経営相談・企業支援活動を積極的に展開し、資産の健全化に向けた取り組みも行っております。

● 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場リスクファクターの変動により、保有する資産・負債(オフ・バランス資産を含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

当組合では、資金経理部を主管部として「市場リスク管理規程」および本部における資金の運用基準を定めた「本部資金運用規程」に基づき、資金の運用と管理に万全を期するとともに、経済情勢や金利動向を予測しながら、リスクコントロールと平行して安定的な収益確保ができるよう努めております。

具体的には、金利や価格変動に伴うリスクに対処するため、ALM委員会においてVaR法で計測したリスク量により限度枠(リスク枠・損失限度枠・運用枠)を管理し、その使用状況をモニタリングしております。

また、VaRのバック・テストやストレス・テストを行い、前記のモニタリング結果と併せて定期的に常務会等に状況報告するなどリスク管理態勢の強化に努めております。

● VaR (バリュー・アット・リスク)法

過去のデータを使って(観測期間)、一定の期間に(保有期間)、一定の確率で発生し得る(信頼区間)最大の損失額を計測する方法

● バック・テスト

VaRの正確性や適切性を検証する方法

● ストレス・テスト

VaRを補完するため、今後の市場環境(株価、為替、金利、信用スプレッド)を予想したシナリオや過去に発生した市場環境の大きな変動を想定したシナリオ等でリスク量を計測する方法

用語解説

● 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスク(市場流動性リスク)です。

当組合では、金融機関として健全な経営体質を維持し、お客さまから信認されることが流動性リスク管理の基本と認識し、管理態勢の強化に努めております。

資金繰りリスク管理を担当する資金経理部は、運用・調達の状況や資金調達力を毎日モニタリングして、円滑な資金繰りの確保に努めております。ALM委員会においてリスク量の把握を行い、定期的に常務会等に報告しております。

また、流動性リスク管理部門の主管部である総務部は、不測の事態が生じた際の対応策を定めるとともに、資金調達にも即時に対応できるよう体制整備を図り、万全を期しております。

● オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクです。事務リスク、システムリスク以外の、法務、風評などその他のリスクについてもオペレーショナル・リスクに含めて管理しております。

○ 事務リスク管理

事務リスクとは、預金、為替、融資などの事務において、ミス、不正などから生じる事故によって金融機関が損失を被るリスクです。

当組合では、業務の種類ごとに、事務部(預金・為替・外国為替)、審査管理部(融資)がそれぞれ担当し、事務の厳正化、効率化に努めております。事故の未然防止のため監査部による監査を営業店、本部に対して年1回実施しているほか、各営業店においても毎月1回の店内検査を行っております。さらに、事務部・審査管理部と監査部の連携による営業店への事務指導や、各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

また、多様化・複雑化した金融商品の増加に伴って、お客さまから商品内容をよくご理解していただき、安心してご利用いただけるよう適切かつ丁寧に説明することとしております。

○ システムリスク管理

システムリスクとは、事故や故障によるコンピューターシステムの停止または誤作動、あるいはコンピューターを不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

当組合では、加盟しているしんくみ全国共同センター(SKC)を通じて、災害、回線障害やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化・暗号化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。

顧客データに関しても、個人情報保護規程に基づきお客さまの情報は適正な方法で入手し厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

また、高度化するサイバー攻撃に組織的に対応するため、「サイバーセキュリティ管理の基本方針」の策定、CSIRTを設置するとともに、他金融機関との情報共有・情報連携を実施しています。

○ 法務リスク管理

法務リスクとは、法令・規則および社会倫理上のルールに反することによって損失を被るリスクです。

当組合では、法令等遵守の徹底については最重要項目として取り組んでおります。具体的な内容は下記「コンプライアンス(法令等遵守)体制」に掲載しております。

○ 風評リスク管理

風評リスクとは、金融機関自身の行為や状況、および第三者の行為により生じた風評などによって損失を被るリスクです。

当組合では、このリスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客さまからの苦情や要望などに対しては速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

コンプライアンス(法令等遵守)体制

当組合がお客さまの要望にお応えできる金融機関として“信認”いただくためには、経営の健全性向上と信頼関係の構築が必須であり、そのためにはコンプライアンスの強化を欠かすことはできません。

当組合では、信用組合の持つ社会的責任と公共的使命を認識するとともに、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、諸規程や社会規範などのルールを厳格に遵守し、公正かつ健全な業務運営に取り組んでおります。

○ コンプライアンス体制

コンプライアンス統括部門を総務部に設置し、各部全店に配置したコンプライアンス責任者との密接な連携により、コンプライアンス活動を積極的に推進し、コンプライアンス体制の整備と強化を図るとともに、コンプライアンスの推進状況を四半期ごとに把握、分析・評価し、コンプライアンスの改善に向けた取り組みを行っております。

また、コンプライアンスのあり方を示した「新潟県信用組合行動綱領」、業務の中で遵守すべき法令・ルールや行動規範を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配付し、集合研修や職場単位で実施する「コンプライアンス研修会」などで活用してコンプライアンス意識の向上に努めております。

○ コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス実現のための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年理事会で策定しております。

この計画に基づき、コンプライアンス研修の実施や「コンプライアンス情報レポート」の毎月発行により、コンプライアンス教育・啓蒙活動に積極的に取り組むとともに、各種モニタリング等により、問題の早期発見に努めるなど、コンプライアンス体制の実効性確保に努めております。

全役職員が高い自律心を持ち、コンプライアンス意識の高い企業風土の構築を進めてまいります。

総代会について

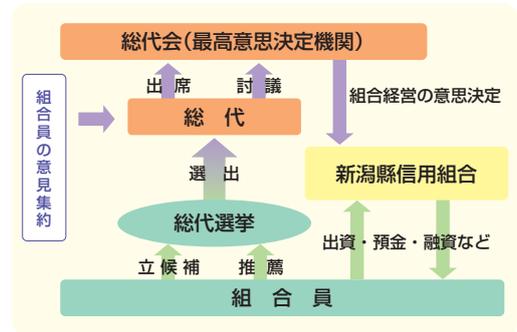
● 総代会の役割・機能・仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、73,781名(令和7年3月31日)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



● 総代の選出方法・任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区内の組合員3人以上から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代立候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その立候補者を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

- 任期は3年です。なお、当組合は地区を16に分け、総代の選出を行っています。
- 定数は100人以上110人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数に応じて定めています。

● 総代会の議決事項

〈第76回通常総代会の議決事項〉

第76回通常総代会が、令和7年6月24日(火)午後1時より、ホテルオークラ新潟において開催され、次のとおり報告事項がなされ、全議案が可決・承認されました。

■ 報告事項

- 第75期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件
- 監事の監査報告

■ 議決事項

- 第1号議案 第75期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第76期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 理事および監事の報酬総額決定の件
- 第4号議案 組合員の法定脱退に関する件
- 第5号議案 理事選出の件(選挙すべき理事の数 11名)
- 第6号議案 退任役員に対する退職金・慰労金支払いの件



● 総代の地区別定数・総代数

(令和7年7月1日現在)

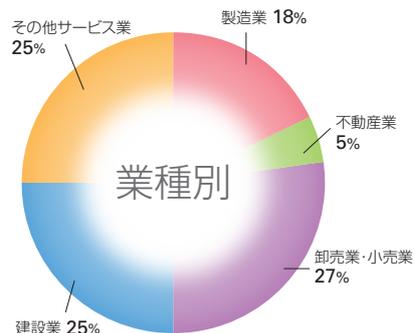
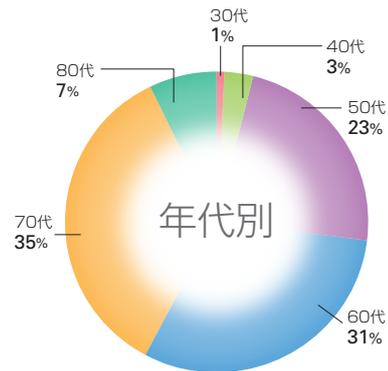
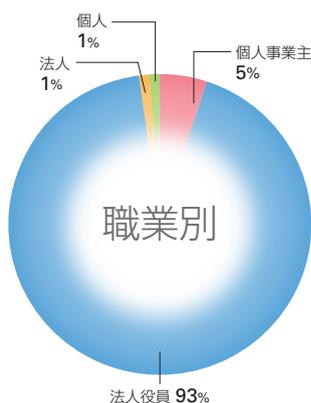
地区	定数 (人)	総代数 (人)	所属および総代氏名
新津	6	6	新津支店並びに荻川支店を通じて出資した組合員の地区 甲田 耕禄② 木了 勉⑤ 宮崎 良夫⑤ 加賀 稔理④ 遠山 博文④ 樋口 龍夫①
六日町	9	9	六日町支店、湯沢支店並びに大和町支店を通じて出資した組合員の地区 関 隆雄⑨ 高橋 辰夫② 種村 徹朗② 阿部 芳郎① 森下 佳憲⑤ 高井 良一④ 高野 榮司③ 目崎 悟⑩ 井口 和成⑦
吉田、弥彦	10	10	吉田支店、吉田東支店、吉田北支店並びに弥彦支店を通じて出資した組合員の地区 藤田 廣瀬⑩ 中村 雪江⑦ 星野 光治⑥ 宮路 明彦④ 北村 啓一③ 関崎 岩③ 今井 道雄④ 深澤 龍雄⑤ 河村 八郎⑫ 大山 文雄③
小千谷	5	5	小千谷支店を通じて出資した組合員の地区 大川 明⑩ 平澤 正次⑩ 大川 晃一⑤ 山崎 亨⑤ 中町 剛①
小出	4	4	小出支店並びに堀之内支店を通じて出資した組合員の地区 柳瀬 良平⑩ 井口 陽一② 岩田 直彦① 井上 大樹①
三条	5	5	三条支店並びに三条東支店を通じて出資した組合員の地区 高橋 司⑤ 福田 健男④ 川上 和信② 成田 秀雄⑬ 桐生 哲⑤
十日町	9	9	十日町支店、川西支店並びに下条支店を通じて出資した組合員の地区 関口 研⑩ 阿部 武市⑦ 岡元 松男⑦ 樋口 正文② 高橋 俊之① 小林 重則⑦ 馬場 繁信② 長谷川 茂徳⑩ 長谷川 亮一③
中条	7	7	中条支店並びに荒川支店を通じて出資した組合員の地区 天木 義人⑧ 佐藤 隆義⑧ 井上 大輔④ 大平 哲弘③ 齋藤 栄喜① 山田 俊治郎⑧ 金子 良治②
佐和田	5	4	佐和田支店並びに畑野支店を通じて出資した組合員の地区 加藤 健⑨ 石井 裕子⑥ 本間 雅博⑥ 小田 拓哉①
寺泊	3	3	寺泊支店を通じて出資した組合員の地区 柳下 浩三⑮ 解良 拓也① 難波 圭介①
見附	6	6	見附支店、今町支店並びに中之島支店を通じて出資した組合員の地区 若杉 則行⑥ 近藤 昇⑤ 今井 惣一郎① 根立 利一④ 上村 勝康③ 樋山 晴美②
長岡	4	4	長岡支店並びに長岡西支店を通じて出資した組合員の地区 渡邊 義行⑭ 江川 雅信① 古澤 英貴⑤ 渡邊 泰崇④
柏崎	3	3	柏崎支店を通じて出資した組合員の地区 高橋 信行③ 高橋 武① 渡邊 孝丸①
高田	4	4	高田支店並びに春日山支店を通じて出資した組合員の地区 小川 貴裕① 小林 伸男① 三原田 誠① 高橋 邦雄⑥
新発田	6	6	新発田支店、月岡支店並びに聖籠支店を通じて出資した組合員の地区 遠藤 利行④ 伊藤 和彦③ 下村 栄③ 高橋 裕彦③ 廣川 賢一① 伊藤 勉①
新潟	24	24	上記いずれの地区にも属さない組合員の地区を通じて出資した組合員の地区 赤川 新一④ 澁谷 秀夫② 長嶋 康行② 中村 雅幸① 弦巻 博之① 廣田 幹人⑥ 梶山 美佐男⑤ 樋口 正仁⑤ 高野 政芳③ 吉田 貞雄⑩ 三澤 政幸③ 青柳 早苗① 新潟県菓子工業組合⑰ 坂内 洋太郎③ 桑野 鞆彦⑨ 廣上 健二郎② 山崎 直樹② 笠松 二三雄① 伊藤 徳雄② 田中 克久① 坂木 宏行① 後藤 右介⑥ 増子 信裕⑬ 中野 一春⑥
合計	110	109	

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。

(敬称略、順不同)

● 総代の属性別構成比

(令和7年7月1日現在)



(注) 業種別は法人、法人役員、個人事業主で構成しております。

地域密着型金融の取り組みと金融仲介機能の発揮状況について

当組合では「地元を見つめ、地元とともに歩み、地元の発展にベストをつくします」を経営理念の1つに掲げており、従来から地域の皆さまに最も身近な金融機関として大きな信頼をいただき、地域に根ざした経営に努めてまいりました。この地域密着型金融への取り組みを通じて、お客さまのライフステージに応じた適切な金融仲介機能やコンサルティング機能を積極的に発揮し、地域社会・経済の発展に貢献することが当組合の社会的使命と考えております。

第20次中期経営計画(令和7年度～9年度)では、目指す姿を「業務の質と職員の質、行動の質を高め、組織の好循環を実現する」「地域に根差し、地域と支え合い、地域社会の持続的発展に貢献する」として捉え、テーマを「“つながろう『けんしん』つながろう『地域と』”～人財の力を最大活用し、地域のチカラになる～」としました。経営課題の1つである「地域力の発揮」では、ソリューション活動と地域貢献活動を更に進化させることにより、SGM活動の充実を図ります。また、企業支援活動として外部機関と連携した最適なソリューションの提供、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援等に取り組み、コンサルティング機能を強化し、実効性を高めます。

経営理念

地元を見つめ、地元とともに歩み、地元の発展にベストをつくします

第20次中期経営計画
(令和7年度～9年度)

テーマ

“つながろう『けんしん』つながろう『地域と』”
～人財の力を最大活用し、地域のチカラになる～

地域密着型金融への取り組み・「金融仲介機能のベンチマーク」の活用

お客さまの発展とともに地域経済の活性化に貢献する

(お客さまと当組合にとってお互いの利益につながる Win-Win の関係構築)

「金融仲介機能のベンチマーク」とは
取引先企業のニーズや課題に応じた融資やソリューション(解決策)の提供等、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標であり、以下の3つのベンチマークで構成されています。

共通ベンチマーク	全ての金融機関が金融仲介の取り組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するための指標
選択ベンチマーク	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる指標
独自ベンチマーク	各金融機関が金融仲介の取り組みを自己評価するうえで、より相応しい指標がある場合に独自に設定できる指標

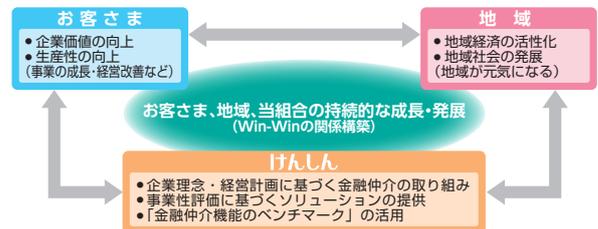
〈地域密着型金融の推進〉

● 事業性評価の取り組み

当組合では、訪問活動の「質」と「量」を高め、お客さまとのコミュニケーションの更なる深化を図り、信頼関係の構築により集積した顧客情報に基づく適切な事業性評価に取り組んでおります。お客さまの事業の内容や成長可能性を適切に把握したうえで、課題解決に向けた融資提案や助言などを行い、お客さまの企業価値向上を通じて地域経済・産業の発展を支援することで、地方創生に貢献してまいります。

金融仲介機能のベンチマーク (共通)

	令和5年度		令和6年度	
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数・融資残高	286先	368億円	472先	913億円
上記計数の全与信先数・融資残高に占める割合	12.2%	29.6%	20.3%	70.5%



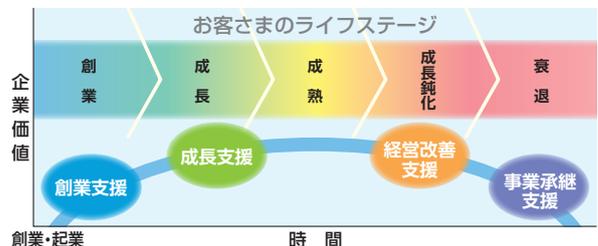
● ライフステージに応じたコンサルティング機能の強化

当組合では、お客さまのライフステージに応じた金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮を通じて、経営課題に応じた適切な金融サービスの提供や企業支援活動に取り組んでおります。企業支援活動では、お客さまのライフステージに応じて、支援内容を「創業」「成長」「経営支援」「事業承継」の4つに区分し、最適なソリューションの提供による経営支援に積極的に取り組んでおります。

金融仲介機能のベンチマーク (共通)

(基準日: 令和7年3月31日)

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	その他
ライフステージ別の与信先数	2,348先	181先	210先	1,593先	95先	184先	85先
ライフステージ別の融資残高	977億円	47億円	86億円	618億円	26億円	106億円	93億円



※法人のみ、その他は財務データのない先

創業支援

当組合では、創業や新事業への進出を計画されているお客さまに対して、事業計画の策定や円滑な資金供給による支援活動に取り組んでおります。

また、創業を希望されているお客さまや創業後間もないお客さま、新たな分野の事業をお考えのお客さまを対象として、外部支援機関との連携による「けんしん創業アカデミー」を開催しております。お客さまのさまざまなニーズや課題の解決に向けて実践的な内容のカリキュラムで実施しており、積極的に事業活動のサポートに取り組んでおります。

●けんしん創業アカデミー

地域における創業の促進を支援するため、創業を希望されているお客さまや創業後まもないお客さま、新たな分野の事業をお考えのお客さまを対象として、外部支援機関との連携による「けんしん創業アカデミー」を令和6年度は4回開催しました。(オンライン開催)



金融仲介機能のベンチマーク（共通）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当組合が関与した創業件数	41件	45件	61件
当組合が関与した第二創業件数	30件	25件	31件

成長支援

当組合では、成長期・成熟期のお客さまに対して、事業の成長・拡大に向けた金融仲介の取り組みや企業価値向上への支援に取り組んでおります。お客さまとのお取引・対話を通じて集積した財務情報と非財務情報に基づき、事業の内容や成長可能性などを適切に評価(事業性評価)し、担保・保証に必要以上に依存することなく、金融仲介機能の発揮に努めております。

また、成長段階における更なる事業拡大などの飛躍を目指されているお客さまに対して、当組合のネットワークを活用したビジネスマッチングを推進しており、お客さまの販路拡大をサポートしております。また、補助金等に関する各種セミナーや個別相談会を開催しており、お客さまの企業価値向上に向けた支援体制を整えております。

金融仲介機能のベンチマーク（選択）

(基準日:令和7年3月31日)

	地元中小企業 与信先数 ①	地元中小企業 向け融資残高 ②	無担保融資 先数 ③	無担保融資 残高 ④	③/①	④/②
地元の中小企業融資における無担保融資先数、及び無担保融資額の割合	4,661先	1,069億円	2,744先	364億円	58.8%	34.1%

※法人、個人事業主

金融仲介機能のベンチマーク（共通）

(基準日:令和7年3月31日)

当組合がメインバンク(融資残高1位)である取引先数・融資残高	1,455先	533億円
上記のうち、経営指標等が改善した取引先数	1,153先	
上記のうち、経営指標が改善した取引先の3年間の融資残高推移	令和4年度 461億円	令和5年度 458億円
	令和6年度 445億円	

※法人のみ

経営改善支援

当組合では、平成15年度より経営改善支援が必要と判断されたお客さまを対象として支援活動に取り組んでおります。経営改善支援の対象となるお客さまに対しては、経営改善計画の策定支援のほか、その後の進捗状況をフォローしながら、継続的な実行支援に取り組んでおります。また、必要に応じて「新潟県中小企業活性化協議会」や「一般社団法人新潟県中小企業診断士協会」などの外部専門機関を活用し、積極的な支援活動に取り組んでおります。

金融仲介機能のベンチマーク（共通）

	年度	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	令和4年度	332先	2先	36先	15先
	令和5年度	272先	3先	36先	7先
	令和6年度	258先	3先	34先	7先

※不調先は、経営改善計画を策定していない先を除いております。

事業承継支援

当組合では、「新潟県事業承継・引継支援センター」と連携して、お客さまの事業承継支援を行っております。また、お客さまに対してセミナーを開催し、支援体制を整えています。

金融仲介機能のベンチマーク（選択）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業承継支援先数	11先	10先	3先

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当組合は、地域に根差し、地域に開かれた積極的な地域貢献への取り組みを行うことが、協同組織金融機関としての最も重要な社会的役割の一つと認識し、金融円滑化管理方針に基づいて、地域金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。

①中小企業のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、中小企業の特長や事業の状況、事業についての改善もしくは再生の可能性等を勘案しつつ、適切な審査を行います。また、貸付条件の変更等を行った後の新規融資のお申込みについても、適切な審査を行います。

②中小企業のお客さまとの貸付条件の変更等の協議にあたっては、お客さまの経営改善に向けた取り組みを積極的に支援します。あわせて、他の金融機関や信用保証協会、中小企業活性化協議会等の関係機関との適切な連携を図ります。

③中小企業のお客さまの技術力成長性や、事業そのものの採算性・将来性を適切に見極めるため、職員に対する研修指導を行います。

また、地域密着型金融の推進のなかで、中小企業のお客さまの事業の状況・ライフステージに応じた金融仲介機能の発揮はもとより、それぞれの経営課題に応じた最適な解決策をお客さまの立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援を行っていくことなどを通じて、コンサルティング機能のより一層の発揮に努めてまいります。
2. 態勢整備の状況

(1) 企業支援チームの組成

当組合では、中小企業のお客さまの経営改善支援・事業再生支援への取り組みを強化することを目的として、平成15年度より企業支援チームを組成しています。

企業支援チームは、当組合に在籍する5名の中小企業診断士の職員などで構成しており、令和6年度は審査管理部3名(うち、中小企業診断士3名)を配置しました(兼任)。

企業支援チームは、企業支援活動に係る営業店サポートのほか、外部専門家や中小企業活性化協議会等の外部機関との連携を進めています。

また、平成29年度より、お客さまの属するライフステージを「創業」「成長」「経営改善」「事業承継」の4つの区分に分けて、企業支援活動の対象先を拡大し、お客さまの経営課題解決支援に取り組んでいます。

(2) 経営革新等支援機関の認定

当組合は、平成24年11月5日付で、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定を受けました。

この制度は、中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定・実行支援の業務を行うため、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定する制度です。

当組合では、全43店舗において、経営状況の分析、経営改善計画の策定支援・実行支援についての経営革新等支援業務を取り扱っております。
3. 取り組み状況

(1) 創業・新事業開拓

当組合では、創業や新事業への進出を計画されているお客さまに対して、事業計画の策定支援や適切な資金供給への取り組みを行っています。資金面での相談については、平成15年に発売した「創業・新事業支援ローン」のほか、県・市町村制度融資を活用しながら円滑な資金供給に努めています。

【創業・新事業支援融資実績(令和6年度)】
実行先数：92先 実行額：1,495百万円

(2) 成長段階

当組合では、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を活用しながら、お客さまの事業拡大のための資金需要に対応しています。また、ビジネスマッチングによる新たな販路の獲得等の支援も行っております。

【財務制限事項を活用した商品による融資実績(令和6年度)】
実行件数：14件 実行額：3,465百万円

【ビジネスマッチングの取り組み(令和6年度)】
当組合のネットワークを活用したビジネスマッチング実績成約件数：13件

(3) 経営改善・事業再生・業種転換等

当組合では、平成15年度より、経営改善支援・事業再生支援が必要と判断されたお客さまを対象とした企業支援活動に取り組んでいます。企業支援活動では、経営改善計画の策定支援のほか、その後の進捗状況を月次でフォローしながら、

継続的な実行支援に取り組んでいます。

また、抜本的な経営改善支援・事業再生支援が必要と判断された場合には、中小企業活性化協議会と連携した取り組みを進めています。

【経営改善支援の取り組み状況】

	令和6年度	
	目標	実績
企業支援活動取組先数	913先	462先
企業支援活動取組先の経営・財務内容改善先数	10先	10先
企業支援活動取組先数	従来からの	2,653先
企業支援活動取組先の経営・財務内容改善先数	取組先累計	156先

【中小企業活性化協議会との連携(令和6年度)】

- 中小企業活性化協議会を活用した先数：1先
4. 地域の活性化に関する取り組み状況

(1) 一般社団法人新潟県中小企業診断士協会と連携した経営相談サービスの実施

平成28年度より、中小企業診断士がお客さまの事務所を訪問して実施する経営相談サービス「けんしんビジネスパートナーシップ」を行っています。令和6年度は申込数3件、サービス開始からの累計申込数は135件となっています。外部専門家を活用しながら、お客さまの経営課題解決支援を積極的に進めています。
 - (2) にかがた中小企業支援ネットワークへの参加

全国47都道府県において、信用保証協会を中心に、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業活性化協議会、法務・会計・税務等の専門家、地方公共団体、財務局等が連携し、中小企業の経営改善・事業再生支援を推進するためのネットワークが構築されました。

新潟県においても、50団体が参加して、平成24年10月に「にかがた中小企業支援ネットワーク」が構築されており、当組合も幹事の一機関として、幹事会・支援ネットワーク会議での情報交換や経営サポート会議の活用により、迅速な経営改善・事業再生の促進に向けた連携を強化してまいります。
 - (3) 地域セミナーの開催

中小企業経営者の研鑽およびビジネスマッチングの機会の提供を目的とし、当組合の営業区域内の事業先を対象とした地域セミナーを開催しています。情報提供、経営指導、相談業務の強化を図ることにより、地方創生へ取り組んでまいります。
 - (4) お客さま相談の実施

けんしん本店のお客さま相談室では、公認会計士による経営相談、税理士による税務相談、弁護士による法律相談を毎月各1回無料で実施しています。

相談をご希望される方は、お近くのけんしんへお申し出下さい。
 - (5) 中小企業景況調査の実施

広域にわたり多くの中小企業・小規模企業のお客さまから取引をいただいているという当組合の特色を活かして、当組合の取引先を対象とした景況調査を実施しております。

平成24年度からは、それまでの調査項目を見直すとともに調査先数を拡大し、四半期毎に実施しています。今後についても調査を継続し、地域のお客さまへの情報提供に取り組んでまいります。



「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み方針及びその取り組み状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に務めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み方針

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために以下のとおり取り組んでまいります。

- 事業性融資における経営者保証については、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証をいただく場合には、その理由や範囲等についてお客さまの理解と納得をいただけるよう丁寧かつ具体的にご説明いたします。
- お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。
 - ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
 - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
 - ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
 - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。
- 審査の結果、保証をご提供いただく場合は、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につままして具体的にご説明いたします。
- お客さまから保証契約の変更・解除のお申し出があった場合は、主に上記2①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	1,027件	1,247件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	26.4%	34.3%
保証契約を解除した件数	54件	72件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

金融円滑化への取り組みについて

当組合は、地域に根差し、地域に開かれた、積極的な地域貢献への取り組みを行うことが、協同組織金融機関としての最も重要な社会的役割の一つと認識し、地域金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。

当組合は、平成21年11月に「金融円滑化対策委員会」を設置し、平成22年1月に「金融円滑化管理方針」を制定しました。

お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みについては、お客さまのご要望やご事情をきめ細かく把握したうえで真摯に対応しております。

また、お取引先企業を支援するために、当組合の中小企業診断士で構成する企業支援チームが中心となって経営改善計画の策定支援や経営改善策の提案、各種の情報提供などを行っております。

●「金融円滑化ご相談窓口」の全店設置

お客さまから新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みをいただけるよう全店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置しております。

また、平日の営業時間内にご来店が難しいお客さまには午後8時までご相談いただけます。(ただし、事前予約が必要となりますので、お取引店にご確認をお願いいたします)

●金融円滑化への取り組みについて

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末に期限が到来しましたが、同法の期限到来後においても、当組合のお客さまへの対応方針がかわることはありません。金融円滑化管理方針を全役職員に周知徹底し、組織をあげて金融円滑化に取り組んでまいります。

●「金融円滑化ご相談受付ダイヤル」の設置

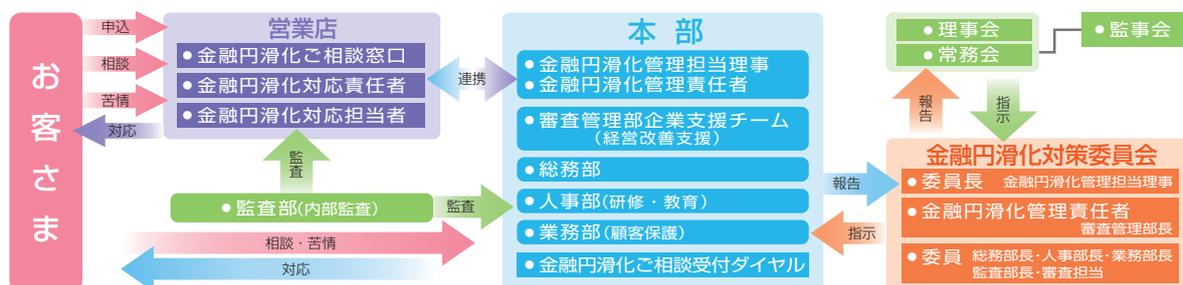
「金融円滑化ご相談受付ダイヤル」を設置し、お客さまからのご融資、ご返済等に関するご相談、苦情、ご要望等を受付しております。

●金融円滑化ご相談受付ダイヤル

0120-417-125

受付時間/9:00～17:00(平日)

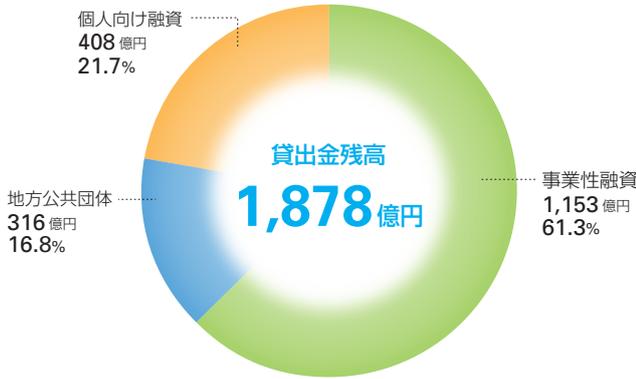
〈金融円滑化にかかわる当組合の体制〉



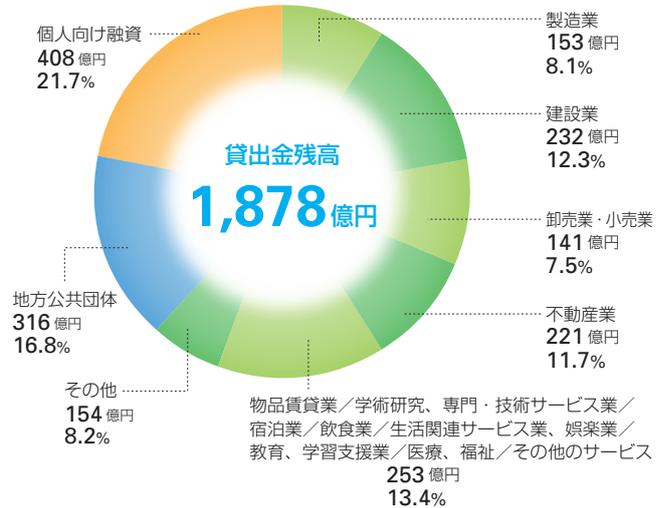
ご融資を通じた地域への貢献

特定地域・業種に偏ることなく、お客さまの健全な資金需要には積極的にお応えしております。

○ 貸出金残高の内訳 (令和7年3月末現在)



○ 貸出金の業種内訳 (令和7年3月末現在)



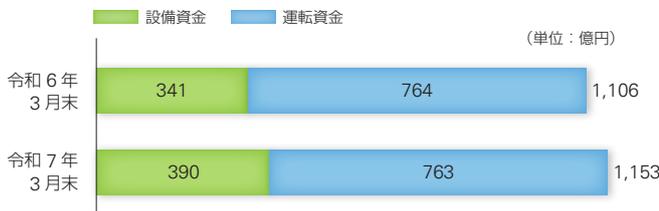
○ 個人向け融資の内訳



○ 制度融資等の内訳 (令和7年3月末現在)



○ 事業性融資の内訳



地元のお取引先企業への円滑な資金供給や経営改善支援は当組合の重要な使命と捉え、お客さまからのさまざまな資金オーダーに機敏にお応えできる新商品の開発を進めるとともに提案型・課題解決型営業に努めております。

また、広域型信用組合という特質を活かし、地域の特性に応じた金融仲介機能の強化を図っております。

令和6年度は「佐渡島の金山世界文化遺産登録記念寄付型融資」を発売し、融資実行金額の0.05%相当額を新潟県および佐渡市へ寄付しました。また昨今の物価高の影響を受け、「物価高騰等対策特別融資」を通じて中小企業の皆さまへの支援に取り組みました。

個人向け融資については、365日・24時間事前相談の申込を可能とすることで、新規融資顧客の取り込みと住宅ローンの相談機会をひろげるため、住宅ローンのWEB仮審査システムを導入しました。

地区別総代懇談会

平成17年度からガバナンスの機能強化に向けた取り組みの一環として、地区ごとの総代を対象とした地区別総代懇談会を開催しております。当組合の経営実態、地域との関わり合いや社会を取り巻く諸問題等を説明させていただくとともに、総代より利用者側の視点に立った意見や要望等をいただき、当組合の経営や総代会に反映させております。

令和7年度から半期ごとの経営状況等をより詳しくご確認いただくため、地区別総代懇談会の開催時期を中間決算後の11月に変更いたします。

特殊詐欺被害防止に向けた取り組みについて

当組合では、お客さまの大切なご資産をお守りするため、窓口等での高額のお引き出しやお振込みについて、注意喚起のためのお声掛けを行っております。

このたび、石山支店、堀之内支店、長岡西支店の3店舗において未然に特殊詐欺被害を防止し、警察より感謝状の贈呈を受けました。

これからも窓口等でのお声掛けや高額のお引き出しの場合の用途確認など特殊詐欺被害の未然防止に向けた対策に取り組んでまいります。



(石山支店)



(堀之内支店)



(長岡西支店)

各種ご相談窓口

●「個人ローンご相談窓口業務」の時間延長

当組合では、個人ローンに関するご相談に迅速かつ適切に対応するため「個人ローンご相談窓口業務」の受付時間延長を実施しております。お電話等による事前の予約制にて、平日の午後3時から午後8時までご相談に対応いたします。お気軽に最寄りの店舗までお問い合わせ下さい。

●お客さま相談室

お客さま相談室では、お客さまに対して対面、またはオンラインにて公認会計士による経営相談、税理士による税務相談、弁護士による法律相談を毎月1回無料で実施しています。

無料相談の詳細およびご利用を希望する方は、「お客さま相談室」または最寄りのけんしん窓口にお気軽にお問合せ願います。



地方創生への取り組みについて

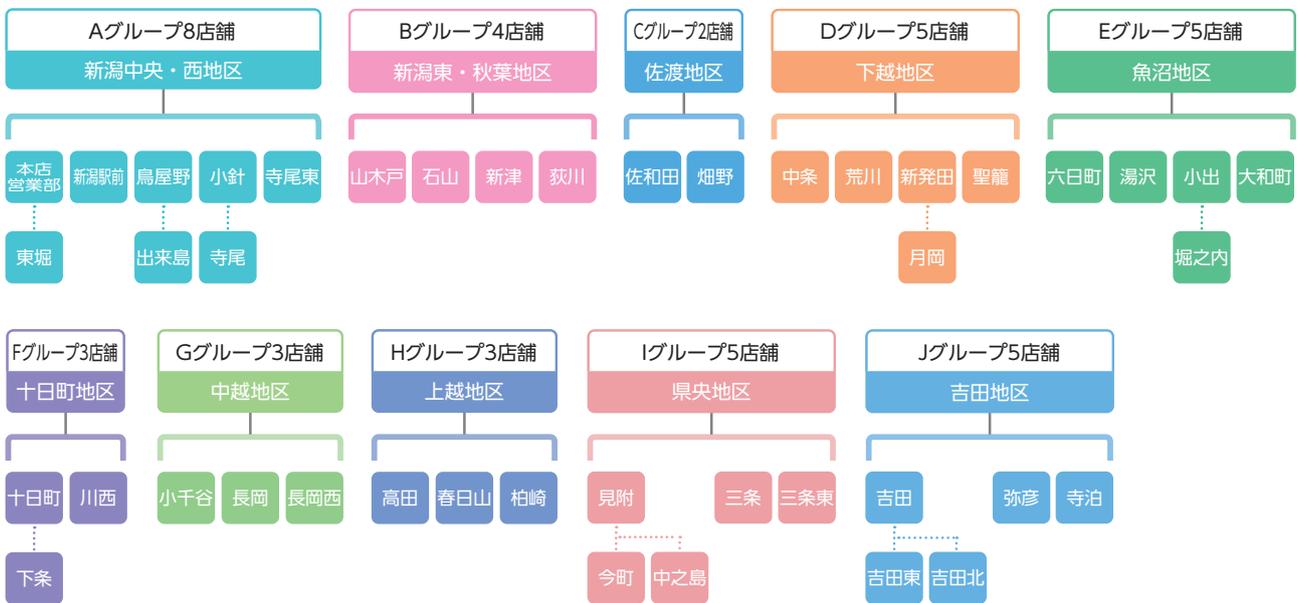
当組合は地方創生への取り組みとして、政府が主導する「まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき、地方創生を積極的かつ組織的に推進していくため「地方創生推進室」を設置し、各種セミナー、販路拡大のための商談会の開催、地方公共団体等との連携活動を行っております。また、全店(43店舗)を地域ごとの10グループに編成し、各グループが地域の特性を踏まえた高密度な営業活動と地域貢献活動を行うSGM(Small Group Management)活動を展開しています。

令和6年度については、各SGMグループによるソリューション活動と地域貢献活動を積極的に展開しました。また、「けんしん創業アカデミー」や経営者と経営者家族を対象としたセミナーを開催するとともに、販路拡大支援の一環として、百貨店等のバイヤーと当組合の取引先とのマッチングを支援するため「新潟県産品個別商談会」を開催しました。

SGM活動について

令和4年度より、SGM活動の活性化を図るため、各グループがソリューション活動(地域課題解決活動)と地域貢献活動(SDGs活動)におけるテーマと活動内容を選定し、各地域におけるお客さまの課題解決やSDGs達成に向けた取り組みを積極的に推進しています。

SGM体制組織図 (令和7年7月1日現在)



けんしん / SGM 活動

ソリューション活動

地域貢献活動



ホームページのご案内

SGM活動の詳細は、当組合ホームページでもご覧いただけます。活動の様様を随時更新していますので、ぜひご覧ください。

下記のURLまたは二次元バーコードからアクセスいただけます。



<https://www.niigata-kenshin.co.jp/company/chihouseusei/sgm/index.html>

ソリューション活動(地域課題解決活動)

各グループが地域の抱える課題から活動テーマを考え、そのテーマに沿って地域や取引先の皆さまの課題解決を目的としたサポート活動を展開することで、地域の自立的好循環に関与し、活動の結果として地域と当組合のwin-winにつながる取り組みを目指し活動を展開しています。

地域貢献活動(SDGs活動)

当組合の経営理念とSDGs宣言に基づき、地域社会の持続的な発展のため、各グループにおいて地域貢献に資する活動により「誰一人取り残されない」持続可能な社会の実現に向けてさまざまな活動を展開しています。

けんしん / SGM 活動

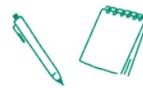


ソリューション活動

〈地域課題解決活動〉

地域貢献活動

〈SDGs活動〉



A GROUP 新潟中央・西地区

ソリューション活動

テーマ

「にいがた2km」と連携し、「食」を通じた地域活性化を図ります



地元飲食店の店舗情報や特典サービスを紹介する「食のよきなせマップ」を作成し、新潟市「にいがた2km」とのタイアップにより、エリアの食のPRを行います。2024年12月に「よきなせマップVol.3」を発刊、Vol.3より英語版も作成しました。



地域貢献活動

テーマ

「けんしんの森」づくり活動により、新潟の緑を守っていきます



「にいがた緑の百年物語」の支援により、「けんしんの森」としての植樹活動を行い、新潟に緑を残していくとともに自然環境改善に取り組みます。2024年10月に「第3回けんしんの森づくり植樹活動」を行いました。



B GROUP 新潟東・秋葉地区

ソリューション活動

テーマ

特殊詐欺防止に向けた活動を展開し、地域の詐欺防止意識の向上に取り組みます

地域の皆さまが特殊詐欺の被害を防げるように当組合が自主制作した動画(DVD)を使用し、老人介護施設やコミュニティ施設において特殊詐欺防止活動を行います。2024年12月には「秋葉地区地域福祉推進フォーラム」にシンポジストとして参加しました。



地域貢献活動

テーマ

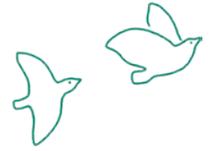
地域の清掃活動に参加し、環境維持に向けた活動を応援します



新潟市東区「じゅんさい池」、秋葉区「まちづくりグループ」の活動に参加し、地域の環境維持に向けた清掃活動に取り組みます。2024年11月に「新津川水仙百年物語」へのボランティア活動や2025年3月に国道403号フラワーロード実行委員会への寄付を行いました。



\けんしん/ SGM活動



C GROUP 佐渡地区

ソリューション活動

テーマ

「こいちゃ佐渡島」で地域の観光に役立つ情報を発信し、島の活性化に貢献します

「佐渡島の金銀山」の世界文化遺産登録等の取り組みに協賛。島内の飲食店等34店舗が掲載されたガイドマップ「こいちゃ佐渡島」を2025年3月に発刊しました。



地域貢献活動

テーマ

佐渡の地域イベントに参加し、島の魅力発信につながる活動を応援します

佐渡島内の各種イベントにボランティアスタッフとして参加し地域を盛り上げ、佐渡世界文化遺産登録に向けた推進活動を応援します。2024年8月に「安寿天神祭り」に参加、2024年9月に「佐渡国際トライアスロン大会」にイベントスタッフとして参加しました。



D GROUP 下越地区

ソリューション活動

テーマ

「阿賀北めぐり」で地域の魅力を発信し、交流人口の増加に貢献します

阿賀北地域の眠っている魅力を掘り起こしたガイドラシ「阿賀北めぐり」を定期的に発刊し、地域活性化に取り組みます。2024年度は「阿賀北めぐりVol.6～Vol.8」を発刊しました。



地域貢献活動

テーマ

海岸線の清掃活動を通じて、住み続けたい街づくりの活動を支援します

阿賀北・県北地域共通の地域資源である海岸線を地域別に清掃活動を行い、環境保全、景観維持・美化に取り組みます。2024年度には合計3回の海岸清掃活動を実施しました。



ソリューション活動

〈地域課題解決活動〉

地域貢献活動

〈SDGs活動〉



E GROUP 魚沼地区

ソリューション活動

テーマ

地元おすすめガイドを発刊し、「魚沼に、行って笑って楽しんで」を応援します

魚沼地域の観光地や特産品、イベントを紹介するパンフレット「おすすめガイド」の発刊による情報発信を行い、交流人口の増加に取り組みます。2024年度は「おすすめガイドVol.5～Vol.8」を発刊しました。



地域貢献活動

テーマ

「魚沼をきれいに」地域の皆さまとともに環境美化に取り組みます

魚沼の豊かな自然と名産コシヒカリをはじめとする美味しい農産物の資源である魚野川の環境・景観維持のため、河川にかかる橋の定期清掃を行います。その他にも、2024年6月に「南魚沼グルメマラソン」にイベントスタッフとして参加するなど地域のイベントにも積極的に参加しました。



F GROUP 十日町地区

ソリューション活動

テーマ

十日町市のイベント・製品をPRし、地域産業の振興を応援します

十日町市内企業の持続発展に貢献するための「けんしんチャンス」「アピールブース」を設置し、製品PR等を行います。2024年度に「けんしん妻有通信Vol.5～Vol.6」を発刊しました。



地域貢献活動

テーマ

「よろず相談窓口」開催を継続し、元気なまちづくり活動に貢献します

十日町市が毎月開催している「とおか市」に「金融窓口相談」を設置・出店し活力ある元気なまちづくりに貢献します。2024年度には、地元警察署と連携し、特殊詐欺被害等の防止に向けた啓蒙活動も実施しました。



\けんしん/ SGM活動



G GROUP 中越地区

ソリューション活動

テーマ

がんばる「地域応援マガジン」で
地元の事業者を紹介し、
地域活性化を応援します

地域事業者の魅力等を紹介する情報誌「地域応援マガジン」を作成して地域内外にPRして地域の活性化とイメージアップに取り組みます。2024年度には「地域応援マガジンVol.6～Vol.8」を発行し、2024年12月には飲食店特集号を発行しました。



地域貢献活動

テーマ

地域の清掃活動を通して、
街の美化推進・環境維持に貢献します

長岡花火・小千谷まつり終了後の清掃ボランティア活動への参加と店舗近隣のアーケード等の定期清掃を実施し、街の美化イメージアップに貢献します。2024年度も長岡駅周辺や小千谷市内の清掃活動、地域のイベント後の清掃ボランティアを実施しました。



H GROUP 上越地区

ソリューション活動

テーマ

「地域かわら版」で地域の魅力をPRし、
まちづくりの活性化に取り組みます

地域の魅力あるところ取材して「上越・柏崎かわら版」を定期発行し、まちづくり活性化に取り組みます。2024年度には「上越・柏崎かわら版Vol.7～Vol.10」を発行しました。



地域貢献活動

テーマ

営業活動を通じて地域の見守り活動に
取り組み、まちの安心安全に貢献します

上越市・柏崎市の各自治体と連携し、地域の高齢者等を見守る活動を行い、安心して暮らせるまちづくりの実現に取り組みます。



ソリューション活動

〈地域課題解決活動〉

地域貢献活動

〈SDGs活動〉



GROUP 県央地区

ソリューション活動

テーマ

SDGsの普及により
「持続可能なまちづくり」
の好循環に貢献します

地域におけるSDGsに取り組む企業の発掘・育成を行うため、情報誌「これが我が社のSDGs推進！」を発刊し、地域事業者のSDGs推進による元気なまちづくりに取り組みます。2024年度には「これが我が社のSDGs推進！Vol.1～Vol.3」を発刊しました。



地域貢献活動

テーマ

地域見守り活動で
「安心して住み続けられるまちづくり」
を応援します

地域の見守り隊として各地域の民生委員と協力し、高齢者世帯や障がい者、子どもに対する見守り活動を行い、安心して暮らせるまちづくりの実現に取り組みます。その他にも町内清掃ボランティアや「三条夏まつり（市民民謡流し）」、「見附今町・長岡中之島大凧合戦」への参加等地域のイベントにも参加しました。



GROUP 吉田地区

ソリューション活動

テーマ

地域の魅力ある企業をPRし、
若者定着と雇用機会の創出に貢献します

地域の魅力ある企業をPRするため、広報誌「再発見！キラリ！と光る注目企業」を定期発刊し、若者の定着と雇用機会の創出に寄与する活動に取り組みます。2024年度には「再発見！キラリ！と光る注目企業Vol.4～Vol.6」を発刊しました。



地域貢献活動

テーマ

フードドライブ活動を応援し、
地域の食品ロス削減に向けて
取り組みます

フードドライブ活動を積極的にPRし、参加する企業や団体、賛同者の輪を広げ、活動の盛り上げに取り組みます。その他にも、地域の活性化の一環として、地域のイベントにも積極的に参加しました。



● 世界文化遺産「佐渡島の金山」の観光資源の維持保全活動への寄付金の贈呈

当組合は、佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議の会員として、2018年より新潟県や佐渡市の活動を応援するため、「応援定期預金」や「応援定期積金」等を通じた寄付金の贈呈を行ってきました。

2024年度は、「佐渡島の金山」が世界文化遺産に登録されたことを記念し、「世界文化遺産登録記念定期預金」および「世界文化遺産登録記念寄付型融資」を発売しました。各商品の募集総額に応じて当組合が寄付金を拠出し関係機関（2025年5月12日に佐渡市、2025年5月28日に新潟県）への寄付金の贈呈を行いました。

【佐渡市贈呈式】



【新潟県贈呈式】



● 自治体との連携協定の締結について

当組合では、自治体との相互に緊密な連携・協力関係を深め、市民サービスの向上や地域の活性化等を実現していくため、包括連携協定を締結しています。

また、地域の暮らしを守り、安心・安全なまちづくりの推進に寄与することを目的として、地域見守り活動に関する協定や空き家等の適切な管理に関する協定を締結しています。



自治体との連携協定の締結状況（令和7年7月1日現在、締結順）

〈包括連携協定〉			
見附市	湯沢町	弥彦村	聖籠町
〈地域の見守り活動に関する連携協定〉			
三条市	十日町市	柏崎市	
〈空き家等の適切な管理に関する連携協定〉			
新発田市			

●けんしん住宅ローン“まちづくり元気応援制度”

対象商品／「けんしんハウスローン（10年固定金利選択型）」

「けんしん・住まいるいちばんネクストV（10年固定金利選択型）」

定住支援割引制度で住宅ローンの融資金利を0.2%引下げいたします。さらに、子育て支援割引制度で3大疾病保障特約付団体信用生命保険の上乗せ金利0.2%を不要といたします。

地方への新しい人の流れと子育て支援を応援し、地域の活性化をサポートいたします。



●けんしん空き店舗活用支援資金

“地域に寄り添う”“お客さまに寄り添う”をコンセプトに、「けんしん空き店舗活用支援資金」の取り扱いを行っております。

この商品の取り扱いを通じて、空き店舗活用等により商店街・地域の活性化に積極的に取り組む各自治体・商工会議所（商工会）等と連携、「空き家」「空き店舗」等遊休不動産をリノベーションの手法などにより事業を行う中小企業のお客さまを支援してまいります。詳しい商品内容は、お取引のある店舗窓口・営業担当にお問い合わせ下さい。



●ビジネスマッチングによる販路拡大支援

当組合では、地域の「食」や「観光」、「ものづくり産業」などのPR活動を通じて、中小企業の販路拡大による産業振興や地域経済の活性化を図るため、商談会等のビジネスマッチングの場を提供しております。当組合のネットワークを活用した「けんしんビジネスマッチングサービス」の情報掲示板には294社（令和7年3月末現在）の登録があり、地域の「強み」である地域資源を新潟県内外へ発信していくことで地方創生への貢献に取り組んでおります。



●事業計画策定・申請支援サービス

（株）ココペリ経営サポートやスズキ経営（株）と提携し、「事業再構築補助金」や「ものづくり補助金」など各種補助金の申請時に必要となる事業計画書の策定支援サービスを取り扱いしております。

●事業承継・M&A支援サービス

（株）バトンズと提携し、親族内承継やM&A（第三者承継）など様々な事業承継の課題、お悩みについてご相談いただけるサービスを取り扱いしております。



●けんしんSDGsアシストサービス

令和4年12月より、地域密着型金融の取り組みの一環として、東京海上日動火災保険（株）と（株）グローバルキャストと連携し、取引先事業者のSDGsへの取り組み状況診断とSDGs宣言書の策定等を支援するサービスを取り扱いしております。

サービス開始以降、多くの皆さまにご利用いただいております。SDGs宣言書を策定されたお客さまにつきましては、当組合ホームページにてご紹介しています。



下記のURLまたは二次元バーコードからアクセスいただけます。
<https://www.niigata-kenshin.co.jp/business/sdgs/declaration.html>

文化的・社会的貢献に関する活動

● けんしん育英会

けんしん育英会は、昭和54年11月にけんしんの創立30周年記念事業の一環として設立された奨学金貸与事業を行う法人です。新潟県に住所を有する方の子弟で県内の高等学校を卒業後、4年制大学に進学する方を対象に奨学金の貸与を行っております。奨学生は新聞、広報、県内高等学校、ホームページ上で広く公募しており、現在まで累計442名に奨学金を貸与しております。

● 1店一貢献運動

平成4年より、ボランティア活動である「1店一貢献運動」に全店舗で取り組んでおります。店舗周辺の清掃活動や地域毎に行われるボランティア活動への参加、使用済切手・ペットボトルキャップの回収による関係団体への寄付等、各店舗でさまざまな活動を行っております。

〈カンカンサークル〉

本部・新潟市内店舗等でアルミ缶リサイクル運動として使用済アルミ缶の回収活動に取り組んでいる「カンカンサークル」では、アルミ缶回収活動の収益金による寄付活動を行っています。平成4年の発足以来、新潟市社会福祉協議会等に空気清浄機2台、車椅子25台、テレビ3台、会議用テーブル・椅子等を寄贈しています。

● ハッピー・パートナー企業への登録

「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」とは、男性も女性も仕事と家庭・その他の活動が両立できるよう環境を整えたり、女性労働者の育成・登用など、職場における男女共同参画の推進に取り組む企業・法人・団体のことです。

当組合は、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。



● 献血サポーター

当組合は新潟県赤十字血液センターの「献血サポーター」に登録し、献血活動を推進しております。職員による献血活動や緊急時の協力要請などに応じております。

〈献血サポーターとは〉

献血活動に積極的に協力する企業・団体が行う献血活動を広く一般社会に認知させるため、社会貢献活動の象徴である「献血サポーター」ロゴマークの配布を日本赤十字社から受け、献血活動を広くPRし、普及・拡大を図っていくものです。



● 認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となって地域を支える活動を行います。

当組合でも多くの職員が内容を理解し、認知症サポーターとして活動できるよう講習会等受講しております。



認知症サポーター養成講座

● 市民アートギャラリー

当組合では、本店のウィンドーディスプレイを「地元の方とけんしんを結ぶ交流の場」として開放しております。小学生を中心とした幅広い方々の作品を展示し、定期的に作品を替えており、アートを通じた「まちのコミュニケーション・スペース」として市民の皆さまに親しんでいただきたいと思います。



● アートステージ

当組合では、けんしんスカイステージ（新潟駅前支店）2階を「アートステージ」とし、市民の皆さまの作品展示スペースとして無料開放しております。展示予定は随時ホームページ等でお知らせしておりますので、是非お立ち寄り下さい。

● ロビー展

けんしんの各店では、ロビーを広く皆さまに開放し、絵画展、写真展など各種催し物にご利用いただいております。

来店されるお客さまからもご好評をいただいております。



地域とのコミュニケーション

● 県信会

けんしんの各店では、お客さま同士の親睦を図ることを目的として『県信会』を結成しております。旅行、講演会、新年会、納涼会、スポーツなど、さまざまな催しを通じて交流を深めていただいているほか、情報交換やビジネスマッチングの場としてご活用いただいております。

● 県信会長の交流会

県信会の会長同士の交流を通して県内地域の“横”のつながりを強め、新潟県全体の活性化を促す地方創生への取り組みの一環として、県信会長の交流会を令和6年11月28日(木)にANAクラウンプラザホテル新潟にて開催しました。

第一部では、『「佐渡島の金山」世界遺産文化登録について』と題して新潟県観光文化スポーツ部世界遺産登録推進室(当時)澤田敦様よりご講演を賜りました。

第二部の懇談会では、古町芸妓の舞の鑑賞等もあり和やかな雰囲気の中、地域や業種を超えた情報交換の場として有意義な会となりました。



● ゆうゆう友の会

当組合で年金をお受取のお客さま、およびお受取のご予約をされているお客さまがご入会いただけます。

会員のお客さまを対象に、提携先のホテル・旅館などによるご優待サービスがお受けいただけます。また、当組合に年金のお受取をご指定いただいているお客さまには毎年お誕生月に粗品をプレゼントしております。



● スポーツを通じた地域振興

当組合では、スポーツを通じた地域振興を目的として、地元プロサッカークラブ「アルビレックス新潟」を応援し、クラブ活動に協賛しています。

また、2025年4月から地元プロ野球球団「オイシックス新潟アルビレックスBC」への協賛を行っており、同球団の本拠地であるHARD OFF ECOスタジアム新潟の三塁側内野フェンスに当組合ロゴを掲出しております。



けんしんは、アルビレックス新潟の
パートナーです。



HARD OFF ECO スタジアム新潟

環境に関する活動

◎省資源・省エネルギーの推進

当組合では、省エネルギー対策の一環として、空調運転時間・設定温度の調整や効率的照明(LED照明)の導入、紙使用量の削減等に取り組んでおります。現在まで本部および43店舗のロビー・営業室のLED照明への切替が完了しました。

当組合では、これからもサステナビリティへの取り組みを進めることで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。



(長岡支店)

◎省エネ住宅の普及促進への取り組み

当組合は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、雪国型ZEH住宅をはじめとした環境に配慮した省エネ基準を満たす住宅の普及促進に取り組んでいます。

「けんしんハウスローン」および「けんしん・住まいるいちばんネクストV」をご利用される方で「エコ設備(環境対策設備)」を設置する場合、当組合所定金利(新規取扱金利及び引下げ金利適用の方を含む)より0.1%を引き下げております。

また、「けんしんハウスローン」および「けんしん・住まいるいちばんネクストV」を新規でご契約する方で、ご融資対象物件が『ZEH』等の一定の省エネ基準を満たす住宅の場合、当組合への住宅ローン新規事務手数料を無料としております。



◎けんしん「エコリフォームローン“Eセーブ”」

エコ・クリーンエネルギーの関連工事、および同時にリフォーム工事を行う方を対象としたけんしん「エコリフォームローン“Eセーブ”」をご用意しております。通常の「リフォームローン」のご融資金利より年0.30%引き下げてお取り扱いしております。



私たち“けんしん”は「にいがた緑の百年物語」をサポートします。

当組合は、「新潟市」と「公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会」と連携し、令和4年度から新潟市中央区西海岸公園の一角を【けんしんの森】として、森林整備活動を実施しています。

【けんしんの森】づくり活動を通じた植樹や清掃・整備などのサステナブルな森林再生活動にお役立ていただくため、令和6年9月24日(火)に公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会へ寄付金を贈呈いたしました。



『にいがた「緑」の百年物語』とは？

地球温暖化が近年大きな問題として取り上げられています。私たちが住む地球のために、美しいふるさとのために、21世紀の百年をかけ緑を守り育て、22世紀に「緑の遺産」を残そうという県民運動です。

活動について

令和6年度緑の募金運動に寄せられた「募金」は、さまざまな緑に変わりました。

募金使途の内訳

- 森づくり・学校林整備緑化事業費
- 記念植樹事業費
- 緑の少年団育成費等

私たち“けんしん”は公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会の一員です。SDGsの目標である「陸の豊かさを守ろう」に取り組む活動に協賛しております。

新潟縣信用組合のSDGsへの取り組み

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs目標	取り組み事項
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>・けんしん育英会 昭和54年に創立30周年事業の一環として設立、令和7年7月現在で累計442名に奨学金を貸与</p> <p>・お客さま向けセミナーの開催 「創業アカデミー」「事業承継セミナー」等の開催</p> <p>・学資ローンの取り扱い 入学金、授業料から学生の家賃、生活費等、就学に関わる費用の支援に向けて、「けんしん学資ローンスタディ」を推進</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p> <p>・管理職への女性参画 管理職への女性登用にに向けた取り組み、継続就労への支援、能力開発・キャリア形成等の取り組み</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>・再生エネルギー関連事業分野への取り組み 地球温暖化対策や再生可能エネルギー事業等のクリーンプロジェクト分野への資金提供について、金融商品等を通じた取り組み</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>・企業支援活動に基づく経営支援 企業支援活動に基づく経営支援（創業支援、成長支援、経営改善支援、事業承継支援）の取り組み</p> <p>・ビジネスマッチング 当組合のネットワークを活用した「けんしんビジネスマッチングサービス」の取り組み、個別商談会の開催、ビジネスマッチング展、商談会等への協賛</p> <p>・働き方改革 残業時間の削減による「長時間労働の是正」への取り組み、管理者の時間外労働の削減に向けた取り組み、シニア人材の活用に向けた取り組み</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>・1店一貢献運動 平成4年から全店を挙げて取り組んでいるボランティア活動などの地域貢献活動</p> <p>・地方創生への取り組み（SGM活動） 平成28年度からSGM体制を導入し、全店を10グループに分け、各地域の特性を踏まえたソリューション活動、地域貢献活動を実施</p> <p>・地域行事・事業等への参加 地域ぐるみの行事や活動等への積極的な参加による地域住民とのコミュニケーション作り</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>陸の豊かさを守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>・「[いがた緑の百年物語]活動への協賛 公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会の一員として、プレミアム金利付「SDGs定期預金 緑百年物語」の販売を通じた、「いがた緑の百年物語」活動の普及と同商品募集終了後に寄付を実施。（お客さまのご負担はございません。）</p> <p>・「けんしんの森づくり」活動 新潟市・公益社団法人にいがた緑百年物語緑化推進委員会と連携し官民一体となり、令和5年3月より新潟市中央区西海岸公園の一角に森づくりとして森林整備活動を実施。</p>

ニュースリリース

● 全国信用組合大会で「SGM活動」が表彰されました

当組合が2016年から取り組んできました「SGM (Small Group Management) 活動」について、2024年10月18日 (金) に開催された第60回全国信用組合大会において第4回しんくみブランド表彰「優秀賞」を受賞しました。

これからも地域の課題解決やSDGs目標の達成に向けて、地域の皆さまと連携し様々な活動に取り組んでまいります。

SGM活動の詳細については、本誌P.20をご覧ください。

※「しんくみブランド表彰」とは

信用組合、信用組合協会および信用組合役職員が取り組んだ社会貢献活動、しんくみの日週間活動ならびに信用組合の本業に付随した地域経済の活性化に向けた取り組み等、信用組合の基本理念である相互扶助(共助の精神)を具現化した活動のうち、趣旨や成果につき優秀なものを表彰し、信用組合業界の諸活動を内外に認知させるとともにブランドイメージの向上を図るためのものです。



● SGM活動公式キャラクターを作成しました

当組合のSGM活動公式キャラクター「けんしんジーズくん®」を作成しました。新潟県の「自然豊か」「親しみがある」といったイメージから当組合職員がデザインしたオリジナルキャラクターです。

SGM活動の一環で発行するパンフレットや各種商品のチラシなどに登場します。見つけた方には幸運が訪れるかも！？新しい仲間をどうぞよろしくお祈いします。



● テレビCMの提供を開始しました

2025年3月より毎週月曜日午前6：06～7：55に放送されるTeNYテレビ新潟(日本テレビ系列)朝の情報番組「ZIP!」にてCM提供を開始しました。

放送中のCMには信用組合イメージキャラクターである桜井日奈子さんが出演し、ミニチュアの街「しんくみタウン」を舞台に、信用組合職員に扮した桜井さんが、街の皆さまのお役に立ちたいと奮闘する姿を映しています。



法人・個人事業者向け商品

●けんしん地域活性化支援資金(地方創生枠)

地方創生の実現に向けて、地域資源の活用による事業展開、安定した雇用の創出や事業の発展に必要な設備投資を行う法人・個人事業者のお客さまに、けんしん地域活性化支援資金(地方創生枠)を販売しております。

- お使いみち
地域資源を活用した事業活動や、事業規模の拡大や経営の効率化を図るための設備投資を行う場合：設備資金及び付随する運転資金
雇用の安定化を図る場合：運転資金
設備資金・運転資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／1先あたり2,000万円以内
- ご返済期間／7年以内(1年以内の据置含む)
- 担保・保証人など／個別にご相談させていただきます。信用保証協会の保証をご利用いただく場合がございます。

●けんしん地域活性化支援資金(地域支援枠Ⅱ)

新潟県内で事業を営む法人・個人事業者のお客さまに、けんしん地域活性化支援資金(地域支援枠Ⅱ)を販売しております。

- お使いみち／運転資金、設備資金、他金融機関からの借換資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／1先あたり2,000万円以内
- ご返済期間／7年以内(1年以内の据置含む)
- 担保・保証人など／個別にご相談させていただきます。信用保証協会の保証をご利用いただく場合がございます。

●けんしん地域活性化支援資金(成長分野枠)

今後の成長性や新規性が期待される分野に取り組む法人・個人事業者のお客さま、設備・人材投資に積極的に取り組んでいる者と認められる税の特受を受けている法人・個人事業者のお客さまに、けんしん地域活性化支援資金(成長分野枠)を販売しております。

- お使いみち／事業資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／1件あたり1,000万円以上
- ご返済期間／1年以上
個別にご相談させていただきます。
- 担保・保証人など／個別にご相談させていただきます。信用保証協会の保証をご利用いただく場合がございます。

●けんしん無担保ローン^{あたり}「直千金」

業歴2年以上の法人・個人事業者のお客さまを対象に、原則3営業日以内のスピード審査で販売しております。

- お使いみち／運転資金・設備資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／100万円以上1,000万円以内(10万円単位)
- ご返済期間／5年以内(1年以内の据置含む)
- 担保・保証人など／保証人：法人は代表者。個人事業者は原則不要。担保は必要ありません。

●しんくみビジネスローン

2期以上の確定申告を行っている法人・個人事業主のお客さまを対象とした「しんくみビジネスローン」を販売しております。

- お使いみち／運転資金・設備資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／法人は50万円以上、1,000万円以内。個人事業者は50万円以上、500万円以内。
- ご返済期間／5年以内
- 担保・保証人など／全国しんくみ保証(株)の保証をご利用いただけます。
保証人：法人は代表者。個人事業者は原則不要。



● 大型無担保当座貸越

法人で業歴5年以上、貸出取引が1年以上で直近2年の各決算において経常利益を計上している方を対象に販売しております。

- お使いみち／事業用運転資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／3,000万円超1億円以内(100万円単位)ただし、直近の決算で平均月商の2ヵ月以内
- ご契約期間／1年間。資格要件を満たす場合、3回の更新が可能
- 担保・保証人など／保証人：代表者。担保：原則不要。

● 中型無担保当座貸越

法人で業歴5年以上、貸出取引が1年以上、直近2年の決算のいずれかにおいて経常利益を計上している方を対象に販売しております。

- お使いみち／事業用運転資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／500万円超3,000万円以内(100万円単位)ただし、直近の決算で平均月商の2ヵ月以内
- ご契約期間／2年間。資格要件を満たす場合、1回の更新が可能
- 担保・保証人など／保証人：代表者。担保：原則不要。

● 小型無担保当座貸越

業歴3年以上で当組合との預金または貸出取引が1年以上ある方、直近2年の各決算でキャッシュ・フロー(当期利益+減価償却費)を計上している方を対象に販売しております。

- お使いみち／事業用運転資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／100万円以上500万円以内(100万円単位)ただし、直近の決算で平均月商の1ヵ月以内
- ご契約期間／2年間。資格要件を満たす場合、1回の更新が可能
- 担保・保証人など／保証人：法人は代表者。個人事業者は原則不要。担保：原則不要。

● 創業・新事業支援ローン

創業・新事業の展開をお考えの法人・個人事業者のお客さまを対象に、資金面でのご相談を承っております。

● ビジネススーパーローン

個人事業者を対象として、申込み手続きの簡便化やスピード審査を目指し、取り扱いしております。資金使途は事業資金でお借換え資金にもご利用いただけます。

- お使いみち／運転資金・設備資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／500万円以内(1万円単位)
- ご返済期間／6ヵ月以上10年以内
- 担保・保証人など／不要です。(株)クレディセゾンまたはSMBCコンシューマーファイナンス(株)の保証をご利用いただけます。



● けんしんSDGsサポートローン「smile」

現在、SDGsに取り組みられている法人及び個人事業主のお客さま、またはSDGs宣言を検討されている法人及び個人事業主のお客さまにご利用いただけます。

将来にわたって安全に安心して住み続けられる新潟の実現を支援するため、本商品の融資実行額0.05%を新潟県に寄与いたします。

- お使いみち／運転資金・設備資金
- ご融資限度額／5,000万円以内
- ご返済期間／運転資金6ヵ月以上7年以内 設備資金6ヵ月以上10年以内
- 特典／これからSDGs宣言をされるお客さまは、SDGs宣言を作成する際に「けんしんSDGsアシストサービス」の利用料金を80,000円(税別)から50,000円(税別)に割引します。または、「けんしんSDGsアシストサービスライトプラン」の利用料金を30,000円(税別)から20,000円(税別)に割引します。



個人向け商品

●けんしん住宅ローン

住宅のご購入や新築・増改築資金、他金融機関からの住宅ローンお借換えなどにご利用いただけます。

エコ設備(環境対策設備)の設置などお取引内容に応じて融資金利率の引下げを行っております。

また、「けんしん 住まいるいちばんネクストV」では、がん団信や3大疾病団信に加え、ケガや病気により所定の就業不能状態に該当した場合の備えとして、住宅ローンのご返済を保障する就業不能団信がセットされた「3大疾病団信・就業不能団信」へのご加入も可能です。

【けんしん・住まいるいちばんネクストV】

【ご融資金額】最高10,000万円以内

【ご融資期間】最長40年以内

全国保証(株)の保証をご利用いただけます。

【けんしん・ハウスローン】

【ご融資金額】最高5,000万円以内

【ご融資期間】最長35年以内

保証料は不要です。



●けんしんリフォームローン

【リフォームローン】

ご自宅のリフォーム、増改築、住宅設備機器のご購入や空き家解体資金など幅広くご利用いただけます。

【ご融資金額】最高1,500万円以内 (空き家解体資金：最高500万円以内)

【ご融資期間】最長20年以内 (空き家解体資金：最長10年以内)

【エコリフォームローン“Eセーブ”】

エコ関連設備のご購入や設置など環境に配慮した設備等にご利用いただけます。

【ご融資金額】最高1,500万円以内 【ご融資期間】最長20年以内



●けんしん無担保借換ローン

他金融機関からの住宅ローンお借換え資金にご利用いただける無担保借換ローンです。

【ご融資金額】最高2,000万円以内 【ご融資期間】最長20年以内

●けんしんフラット35およびけんしんフラット50

(独)住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)を活用した長期固定金利型住宅ローンです。

【けんしんフラット35】

ご融資金額100万円以上8,000万円以内、ご融資期間は最長35年。

【けんしんフラット50】

ご融資金額100万円以上8,000万円以内、ご融資期間は最長50年と長期で安定した固定金利を選択されるお客さまのニーズにお応えいたします。

●けんしんマイカーローン

自動車(自動二輪車含む)ご購入資金、修理・車検費用、他金融機関・他社マイカーローンお借換え資金に加え、自動車購入資金とご返済中のマイカーローンの一本化など自動車関連資金に幅広くご利用いただけます。

【ご融資金額】最高1,000万円以内

【ご融資期間】最長10年以内

保証会社別に2商品をご用意しております。



● 職域提携企業向けフリーローン

当組合と「職域提携制度」を締結している事業所等にお勤めの従業員の方（代表者・役員を含む）限定のフリーローン商品です。「職域提携制度」とは、当組合と職域提携をしていただいた企業・事業所等へお勤めの方へ優遇サービスを提供する制度です。ご融資金額は10万円以上500万円以内。ご融資期間は最長10年。従業員の皆さまのライフスタイルをサポートいたします。



● けんしん学資ローン

お子さまの進学に必要な入学金、授業料等の就学、教育に関わる費用などにご利用いただけます。

証書貸付型と当座貸越型（カード型）の2タイプの商品をご用意しております。

【ご融資金額】一契約 最高1,000万円以内

【ご融資期間】最長16年10ヵ月以内



● けんしんのフリーローン

ローンお借換え、おまとめ、冠婚葬祭費用、旅行、教育、車両関連資金などお使いみちが自由な各種フリーローン商品をご用意しております。

年金受給者、パート・アルバイトの方でもご利用いただけます。

【スーパーローン】

【ご融資金額】最高500万円以内 【ご融資期間】最長10年以内

【プレミア・フリーローン】

【ご融資金額】最高800万円以内 【ご融資期間】最長10年以内



● けんしんカードローン

クレジット等の借換え、旅行、ショッピングや急に資金がご入用の時などお使いみち自由で、限度枠内ならお客さまが必要なときにいつでもご利用いただけるカードローン商品をご用意しております。

【プレミア・カードローン】

【ご融資金額】最高500万円以内 【ご融資期間】1年毎の自動更新

【セーフティN】

【ご融資金額】最高30万円以内 【ご融資期間】1年毎の自動更新



● 「世界遺産 佐渡島の金山定期預金」

プレミアム金利付定期預金として個人および法人の方を対象に、期間限定（取扱期間：令和7年10月31日迄）で「世界遺産 佐渡島の金山定期預金」を発売しました。募集総額200億円、通常のスーパー定期預金、スーパー定期預金300の預入期間1年を金利0.350%（組合員以外の方は0.300%）で取り扱いしています。本商品の募集終了後に「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録に取り組んできた関係機関に寄付金を贈呈し、今後の「佐渡島の金山」の保全活動と地域経済の活性化に役立てていただきます。なお、寄付金は当組合が全額拠出し、お客さまのご負担はございません。



● SDGs定期預金「緑百年物語」

プレミアム金利付定期預金として個人の方を対象に、期間限定（取扱期間：令和7年10月31日迄）で「SDGs定期預金 緑百年物語」を発売しました。募集総額100億円、通常のスーパー定期預金、スーパー定期預金300の預入期間3年を金利0.550%（組合員以外の方は0.500%）、預入期間5年を0.750%（組合員以外の方は0.700%）で取り扱いしています。SDGsの17の目標の1つである「陸の豊かさを守ろう」への取り組みとして、本商品の募集終了後に「公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会」に寄付金の贈呈を行い、『にいがた「緑」の百年物語』の活動に役立てていただきます。なお、寄付金は当組合が全額拠出し、お客さまのご負担はございません。



● 遺言代用信託「しんくみ相続信託」

申込人さまからお預かりした資金を申込人さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいた受取人の方に一括してお渡しする仕組みの商品です。

お申込み金額は100万円以上1,000万円以下（100万円単位）で、元本が保証されており、中途解約が可能です（一部解約はできません）。



● 保険商品

お客さまの「いざという時の備え」に対応するため、保険商品を取り扱っています。

「住宅ローンに関連する火災保険」「海外旅行傷害保険」「疾病・医療保険」等に加え、令和6年度より介護ニーズや資産運用ニーズに対応するため『長生きMy介護（一時払終身生活介護年金保険）』（引受保険会社：太陽生命保険(株))の取り扱いを開始しました。



● 投資信託

お客さまの資産運用にお役立ていただけますよう、投資信託を取り扱っています。

NISAに対応した商品、自動積立専用ファンド等、お客さまの投資目的や運用期間等のご希望にお応えするため各種運用商品をご用意しております。



主な各種サービス

● ネットバンキングサービス

● お申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、お取引店の窓口にご提出下さい。

● サービスの種類とご利用時間帯

サービスの内容		平日	土・日・祝・年末休業日
残高照会		8:00～23:00	9:00～17:00
入出金明細照会			
資金移動 (即時)	事前登録方式	8:00～23:00 ^{注)}	9:00～17:00
	都度指定方式	お取り扱いできません	お取り扱いできません
資金移動 (予約)	事前登録方式	8:00～23:00	9:00～17:00
	都度指定方式	8:00～23:00 [*]	9:00～17:00 [*]
国庫金等の払込み		8:00～23:00	9:00～17:00

(注)振込先口座が当座預金の場合、15:00までの取り扱いとなります。
*ワンタイムパスワードをご利用のお客さまのみご利用できます。

● お問い合わせ

0120-531-183 9:00～17:00(当組合休業日を除く)

● けんしん法人・個人事業主向けインターネットバンキングサービス

● お申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、お取引店の窓口にご提出下さい。

● サービスの種類とご利用時間帯

サービスの内容		平日	土・日・祝・年末休業日
残高照会		0:00～24:00	0:00～24:00
取引照会			
資金移動 (即時)	事前登録方式	8:00～23:00 ^{注)}	9:00～17:00
	都度指定方式	お取り扱いできません	お取り扱いできません
資金移動 (予約)	事前登録方式	8:00～23:00	9:00～17:00
	都度指定方式	8:00～19:00 [*]	9:00～17:00 [*]
総合振込		8:45～21:00	9:00～17:00
給与(賞与)振込			
国庫金等の払込み		8:00～23:00	9:00～17:00

(注)振込先口座が当座預金の場合、15:00までの取り扱いとなります。
*ワンタイムパスワードと当組合が無償提供させていただいています「フィッシュウォール」をご利用のお客さまのみご利用できます。
1月1日～3日、5月3日～5日はお取り扱いできません。

● お問い合わせ

0120-531-183 9:00～17:00(当組合休業日を除く)

● 入金ネット

当組合では、下記の各業態の金融機関との間で、相互のATMを利用したキャッシュカードによる預金の預入業務提携(入金ネット)を実施しております。

● 信用組合 ● 第二地方銀行 ● 信用金庫 ● 労働金庫

※入金ネットマーク  の掲示のある金融機関のキャッシュカードで相互のATMからご入金ができます。(別途手数料がかかります。)

● セブン銀行ATM利用サービス

セブン-イレブンやイトーヨーカドー等に設置されているセブン銀行ATMで、「お引き出し」「お預け入れ」等がご利用いただけます。

	お引き出し・残高照会	お預け入れ
平日	7:00～23:00	7:00～23:00
土曜・日曜・祝日		

※ご利用手数料は110円(消費税含む)となります。残高照会は無料です。
※年末・年始・GWのご利用もできます。

● 「インターネットバンキング」セキュリティ対策

当組合では、「インターネットバンキング」を安心してご利用いただくために、下記のセキュリティ対策を実施しております。

1. インターネットバンキング(一般向け)

セキュリティ対策	機能
スパイウェア対策	・ソフトウェアキーボード
	・フィッシュウォール
フィッシング対策	・EV-SSL証明書
	・フィッシュウォール
不正利用防止	・ワンタイムパスワード
	・メール通知パスワード
	・リスクベース認証
	・都度指定振込(当日扱)利用停止
	・フィッシュウォール

2. 法人・個人事業主向けインターネットバンキング(事業者向け)

セキュリティ対策	機能
スパイウェア対策	・ソフトウェアキーボード
	・フィッシュウォール
フィッシング対策	・EV-SSL証明書
	・フィッシュウォール
不正利用防止	・電子証明書
	・ワンタイムパスワード
	・リスクベース認証
	・都度指定振込(当日扱)利用停止
	・振込承認方式
・フィッシュウォール	

※セキュリティの詳細につきましては、当組合ホームページをご覧ください。

● ATM振込サービス

事前に届け出ることなく、キャッシュカード(セブン・郵貯を除く他行カード含む)によるATM振込がご利用いただけます。

● ご利用時間

○ 平日/8:00～21:00

※振込先口座が当座預金の場合、15:00以降のお振込は、ご予約分として当組合が資金をお預かりして、翌営業日にお振込いたします。

○ 土・日・祝祭日/9:00～19:00

※口座確認ができない口座への振込は、ご予約分として当組合が資金をお預かりして翌営業日にお振込いたします。

○ 手数料

※お振込に際しては、別途お振込手数料がかかります。

※他行の発行したキャッシュカードをご利用の場合、別途提携手数料がかかります。

※手数料については、各種手数料(P.40)をご参照下さい。

● お振込金額

○ けんしんのキャッシュカードをご利用の場合、1回のお振込限度額ならびに1日のお振込金額の上限は50万円までとなります。なお、限度額の変更は200万円を上限として設定することが可能です。

○ 他行キャッシュカードをご利用の場合、1回あたり営業日・土曜日は200万円または提携金融機関で限度額を設定している場合はどちらか低い限度額、日・祝日、年末休業日は99万9千円または提携金融機関で限度額を設定している場合はどちらか低い限度額まで振込できます。

各種手数料(令和7年7月現在)

● 為替手数料

(消費税込み、単位：円)

窓口またはATMご利用の場合		窓口	ATM利用 (当組合キャッシュカード)	ATM利用 (他行キャッシュカード)	総合振込
当組合 あて	同一店内	3万円未満	330	110	330
		3万円以上	550	275	550
	他の支店	3万円未満	330	110	330
		3万円以上	550	275	550
他行 あて	電信扱い	3万円未満	660	330	660
		3万円以上	880	550	880
	文書扱い	3万円未満	660		
		3万円以上	880		

定額自動送金		手数料	
当組合 あて	同一店内	3万円未満	110
		3万円以上	220
	他の支店	3万円未満	220
		3万円以上	440
他行 あて	3万円未満	550	
	3万円以上	770	

● ネットバンキングサービス手数料

(消費税込み、単位：円)

ネットバンキングサービス		手数料	
当組合 あて	同一店内	3万円未満	無 料
		3万円以上	無 料
	他の支店	3万円未満	110
		3万円以上	220
他行 あて	3万円未満	330	
	3万円以上	550	

基本手数料(1ヵ月)

ネットバンキングサービス (パソコン、携帯電話)		110
法人・個人事業主向け インターネット バンキングサービス	資金移動	1,100
	総振・給振	3,300

● キャッシュサービスご利用の手数料

(消費税込み、単位：円)

ご利用日	ご利用時間	お引き出し	お預け入れ	提携金融機関カードを ご利用の場合 お引き出し・お預け入れ
平日	8:00～8:45	無 料	無 料	220
	8:45～18:00			110
	18:00～21:00			220
土曜日	9:00～19:00			220
日曜・祝日	9:00～19:00			220

※セブン銀行のATMからのご利用手数料は110円となります。
※「しんくみお得ねっと」に加盟している全国の信用組合でのATM・CDからのお引き出し(平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00)手数料は無料となります。

● 預金関係手数料

(消費税込み、単位：円)

摘要入力サービス専用伝票		手数料
入金帳(当座・普通)	1冊(50枚綴り)	3,300
普通預金入金伝票	1束(50枚)	
普通預金払戻請求書		

※摘要入力サービスなしの当座入金帳・普通入金帳は無料です。

● 取立手数料等

(消費税込み、単位：円)

項目・内容			手数料	
電子交換所 での取立	当組合 あて	同一店内	小切手(※1)	無 料
		同一店内	割引手形、担保手形、代金取立手形	440
	他行 あて	本支店あて	割引手形、担保手形、代金取立手形、小切手	440
		他行あて	割引手形、担保手形、代金取立手形、小切手	440
個別取立(※2)			1,100	
取立手形組戻料、不渡手形返却料、取立手形店頭呈示料			1,100	

(※1)小切手については、支払場所と受入店が同一の場合は無料となります。
(※2)電子交換所に参加しない金融機関あての手形・小切手や、通帳の取立等電子交換の対象外のものは「個別取立」となります。

● 各種発行手数料

(消費税込み、単位：円)

項目・内容		手数料	
イメージ印刷の登録	初回・変更登録料	5,500	
小切手帳	50枚	1,650	
約束手形帳	50枚	1,650	
為替手形帳	50枚	1,650	
㊤ 約束手形	㊤ 約束手形(1枚)	550	
㊤ 口座開設手数料	割賦販売通知書(1枚)	3,300	
自己宛小切手	1通	550	
取引明細照会	口座単位(過去10年以内)	1,100	
	預金・融資単位(過去10年超) ※発行理由を当組合がやむを得ないとさせて いただいた場合に発行させていただきます。	3,300	
取引店検索		1,100	
その他証明書・照会等の提供(1通)		1,100	
残高証明書(1通)	都度発行(1通単位)	1ヵ月以内	550
		6ヵ月以内	660
		6ヵ月経過	1,650
	継続発行(預金と融資で1通)		330
	国債・投資信託		550
	制定外用紙発行		1,650
	英文発行		660
融資証明書(消費性資金)	監査法人用発行	3,300	
	手書き発行(6ヵ月以内)※	660	
融資証明書(事業性資金)		11,000	
ICキャッシュカード		1,100	
通帳、証書、キャッシュカード、ローンカード再発行 ICキャッシュカード、ICローンカード再発行		1,100	

※6ヵ月経過の場合は、都度発行6ヵ月経過の手数をいただきます。

● 硬貨精査手数料

(消費税込み、単位：円)

硬貨枚数	手数料
1枚～500枚	無 料
501枚～1,000枚	660
1,001枚～	1,000枚毎に660円加算

・窓口または訪問時に受付けた硬貨の精査手数料となります。
・預金口座に分割してご入金の場合は、合算して1取引とさせていただきます。

● 両替手数料

(消費税込み、単位：円)

項目	両替枚数	手数料
窓口扱い	1枚～ 50枚	無 料
	51枚～ 500枚	330
	501枚～1,000枚	660
	1,001枚～	1,000枚毎に 660円加算
項目	両替枚数	手数料
両替機利用	1枚～ 50枚	100*
	51枚～ 500枚	200
	501枚～1,000枚	400
	1,001枚～1,600枚	600

※ご利用枚数が50枚以下の両替については、キャッシュカードを両替機にご
 挿入いただくことによりお1人様1日1回無料となります。
 (2回目以降は有料)

● 夜間金庫・貸金庫・保護預り手数料

(消費税込み、単位：円)

項目・内容	手数料	
夜間金庫	年間手数料	66,000
	専用入金帳(100枚綴り)	6,600
貸金庫	年間手数料	13,200
保護預り、封緘預り	年間手数料	6,600

● 収益物件融資事務取扱手数料

(消費税込み、単位：円)

対象	手数料
収益物件融資(1回のお申込みにつき)	33,000

● 住宅ローン事務・不動産担保設定手数料

(消費税込み、単位：円)

項目	対象内容	手数料	項目	対 象	不動産担保手続	手数料	
住宅ローン 事務手数料	新規事務 手数料	ハウスローン	不動産担保 設定手数料	事業性融資	新規・追加設定	44,000	
		全国保証(株) 保証付			11,000	順位・極度等変更	22,000
	変更事務手数料				5,500		
	固定期間終了後の 固定金利再選択手数料			5,500	非事業性融資 (住宅ローン除く)	新規・追加設定	33,000
	繰上返済手数料 (全部繰上返済・一部繰上返済)			5,500		順位・極度等変更	16,500
	金利変更手数料			11,000		一部解除	

● 融資条件変更事務手数料

(消費税込み、単位：円)

対象科目	対象内容	手数料
証 書 貸 付	金利引下げ、融資期間の延長・短縮(一部繰上返済による場合を除く)、返済方法の変更	お借入1件につき 11,000円 (上限55,000円)
手 形 貸 付	分割返済への切替(債務承認並びに弁済契約による)、分割返済への切替後の返済方法の変更	
当 座 貸 越	金利引下げ、極度額の変更、随時返済から分割返済への切替(債務承認並びに弁済契約による)、分割返済への切替後の返済方法の変更	1回のお申込み につき 11,000円
証 書 貸 付	返済日・ボーナス月の変更	
共 通	保証人の加入および脱退、債務者の変更(債務引受)	

● 事業性資金および非事業性資金の融資が対象となり、個人ローンは対象となりません。

● 以下の変更の場合は手数料の対象となりません。

① 預金を担保とする融資の貸出条件の変更

② 次のお客さまの事情による貸出条件の変更にあたらないもの

・ 商号変更 ・ 法人の代表者変更 ・ 相続の開始に伴う債務者・保証人の変更

● でんさいネット

(消費税込み、単位：円)

お取引種類・情報	当組合あて	他行あて
発生記録請求*	330	660
譲渡記録請求*	220	330
分割記録請求*	330	660
与信業務	手数料	
でんさい割引	1でんさいあたり220	
でんさい貸付	1でんさいあたり330	

お取引種類・情報	手数料	
入金手数料	220	
変更記録請求*(法人IB利用)	110	
変更記録請求(書面)	2,200	
支払等記録請求*	110	
開示請求(書面)	3,300	
支払不能情報照会(書面)	3,300	
残高証明書発行	定例発行	1,650
	都度発行	4,400
事務代行手数料	1,100	

※の手続きを窓口で受け付けた場合、別途事務代行手数料がかかります。

主要な事業の内容

預金業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 預金 当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。 2. 譲渡性預金 譲渡可能な預金を取り扱っております。 	附帯業務
貸出業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。 2. 手形・電子記録債権【でんさい】の割引 商業手形の割引、電子記録債権（でんさい）の割引を取り扱っております。 	
有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。	
国内為替業務	送金、振込、代金取立等を取り扱っております。	
外国為替業務	外国送金、外貨預金に関する業務を行っております。	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 債務の保証業務 2. 有価証券の貸付 3. 国債等の引き受け及び引受国債等の募集取扱業務 4. 金銭債権の取得又は譲渡 5. 代理業務又は媒介 ①株式会社 日本政策金融公庫、独立行政法人 住宅金融支援機構、自動車損害賠償責任保険の保険料収納及び保険金支払、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人 中小企業基盤整備機構、独立行政法人 勤労者退職金共済機構、独立行政法人 農林漁業信用基金、日本酒造組合中央会、一般財団法人 建設業振興基金、独立行政法人 福祉医療機構、全国信用協同組合連合会、株式会社 商工組合中央金庫、公益財団法人 不動産流通推進センター ②日本銀行の歳入復代理店業務 6. 地方公共団体の公金取扱業務 7. 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務 8. 保護預り及び貸金庫業務 9. 振替業 10. 両替 11. 証券投資信託の窓口販売 12. 保険商品の窓口販売 13. 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介 		

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役員員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

※金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

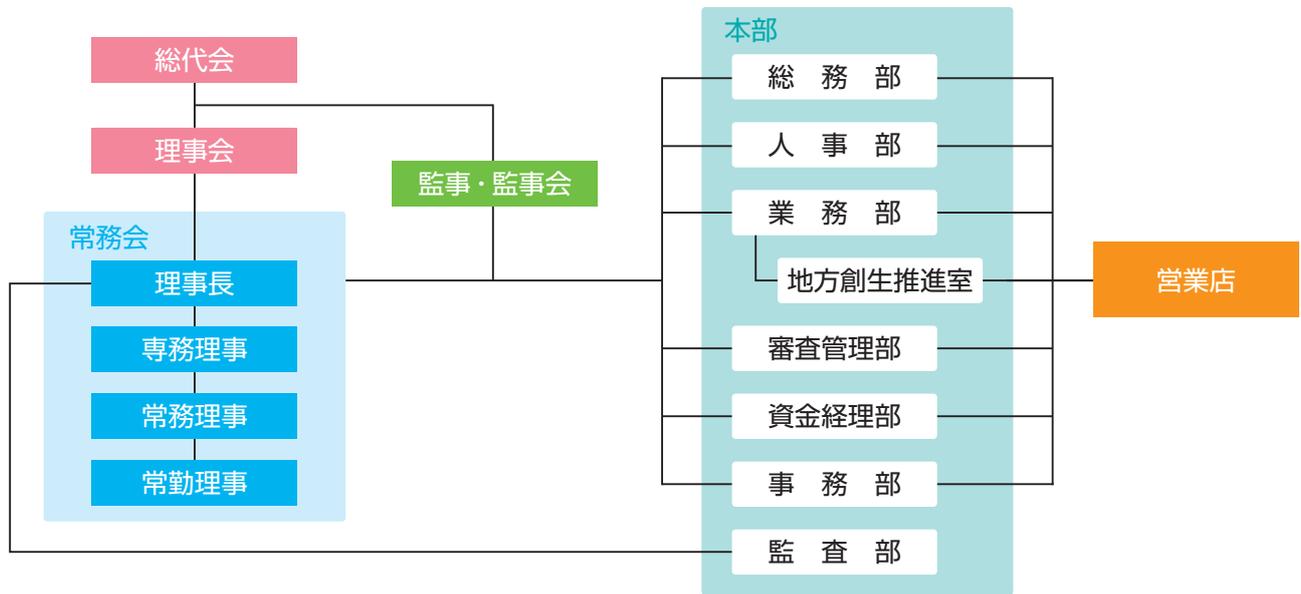
電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通り定めます。

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針
当信用組合は、地域のコミュニティと共に生き、地域経済の発展や、組合員の生活レベルの向上を図っていますが、その一層の促進に向け、電子決済等代行業者との連携及び協働を実施してまいります。
2. 「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項の同意有無
当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項に同意し、全国信用協同組合連合会(以下、「全信組連」という。)が締結する電子決済等代行業者との連携を行います。
3. 参照系オープンAPIの整備の可否・理由及び完了時期
全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。
4. 更新系オープンAPIの整備の可否・理由及び完了時期
全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。
5. オープンAPIに係るシステムの設計、運用及び保守並びにその他の当該整備に係るシステム構築に関する方針
全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。
6. 連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先
担当部署：新潟縣信用組合 事務部 電話番号：025-231-1171
7. その他参考になるべき情報
全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。

組織

組織図



役員 (令和7年7月1日現在)

理事長	赤川新一	あか がわ しん いち
専務理事	澁谷秀夫	しぶ や ひで お
常務理事	長嶋康行	なが しま やす ゆき
常務理事	中村雅幸	なか むら まさ ゆき
理事	荒木真一	あら き しん いち
理事	弦巻博之	つる まき ひろ ゆき
理事 事務部長	多田涼子	た だ りょう こ
理事 本店営業部長 兼務 東堀支店長	森田雅美	もり た まさ み
理事	渡邊泰崇	わた なべ やす たか
理事	新田容子	にっ た よう こ
理事	荒川義克	あら がわ よし かつ
常勤監事	広川努	ひろ がわ つとむ
監事	米山一史	よね やま かず し
監事 (員外監事)	野本直樹	の もと なお き

当組合は、職員出身者以外の理事3名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

職員数・組合員数

	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
職員数	349名	371名
組合員数	74,909名	73,781名
法人	6,417名	6,371名
個人	68,492名	67,410名

職員数は、パート、アルバイトを除く常勤職員数を記載しております。

会計監査人 (令和7年7月1日現在)

EY新日本有限責任監査法人

当組合のめざすもの

業績ダイジェスト

健全な経営のために

地域とけんしん

営業のご案内

組織

当組合のあゆみ

データ編

店舗のご案内

店舗一覧 (令和7年7月1日現在)

本 部	〒951-8114	新潟市中央区営所通一番町302-1	025-228-4111	三 条 支 店	〒955-0071	三条市本町4丁目4-48	0256-33-2561
● 本店営業部	〒951-8114	新潟市中央区営所通一番町302-1	025-228-4110	三条東支店	〒955-0047	三条市東三条2丁目3-5	0256-35-3155
東 堀 支 店	〒951-8066	新潟市中央区東堀前通六番町1064-1	025-222-6181	● 十日町支店	〒948-0082	十日町市本町2丁目10	025-757-3121
新潟駅前支店	〒950-0088	新潟市中央区万代5丁目2-12	025-245-5291	下 条 支 店	〒949-8603	十日町市下条4丁目339	025-756-2011
山木戸支店	〒950-0871	新潟市東区山木戸6丁目19-3	025-274-4229	● 川 西 支 店	〒948-0144	十日町市水口沢114	025-768-3121
小 針 支 店	〒950-2026	新潟市西区小針南台2-28	025-265-2211	● 中 条 支 店	〒959-2645	胎内市本町8-2	0254-43-3177
寺 尾 支 店	〒950-2055	新潟市西区寺尾上5丁目2-11	025-268-5512	荒 川 支 店	〒959-3132	村上市坂町2416-1	0254-62-3188
寺尾東支店	〒950-2054	新潟市西区寺尾東1丁目3-1	025-260-2252	佐和田支店	〒952-1314	佐渡市河原田本町272	0259-52-3181
鳥屋野支店	〒950-0982	新潟市中央区堀之内南1丁目31-18	025-245-6376	畑 野 支 店	〒952-0206	佐渡市畑野甲242-1	0259-66-2212
出来島支店	〒950-0963	新潟市中央区南出来島1丁目10-3	025-283-2091	見 附 支 店	〒954-0057	見附市新町1丁目1-7	0258-62-2271
● 石 山 支 店	〒950-0836	新潟市東区東中野山3丁目2-6	025-276-5121	今 町 支 店	〒954-0111	見附市今町1丁目14-32	0258-66-3181
● 新 津 支 店	〒956-0864	新潟市秋葉区新津本町2丁目3-10	0250-22-2181	中 之 島 支 店	〒954-0124	長岡市中之島565-83	0258-66-3320
荻 川 支 店	〒956-0804	新潟市秋葉区荻島2丁目26-10	0250-22-9951	寺 泊 支 店	〒940-2502	長岡市寺泊上田町7661-1	0258-75-2110
● 六日町支店	〒949-6680	南魚沼市六日町2154-1	025-772-3214	長 岡 支 店	〒940-0071	長岡市表町1丁目11-2	0258-33-2141
大和町支店	〒949-7302	南魚沼市浦佐1331	025-777-3831	長岡西支店	〒940-2126	長岡市西津町3852-3	0258-28-2511
● 湯 沢 支 店	〒949-6101	南魚沼郡湯沢町湯沢2丁目1-1	025-784-3417	柏 崎 支 店	〒945-0051	柏崎市東本町2丁目7-51	0257-22-6111
吉 田 支 店	〒959-0237	燕市吉田堤町3-11	0256-93-3191	高 田 支 店	〒943-0832	上越市本町3丁目2-32	025-524-2177
吉田東支店	〒959-0232	燕市吉田東栄町39-25	0256-92-5000	春日山支店	〒943-0805	上越市木田1丁目2-7	025-522-5950
● 吉田北支店	〒959-0251	燕市吉田本所71-3	0256-92-7500	新発田支店	〒957-0052	新発田市大手町1丁目6-4	0254-22-4515
弥 彦 支 店	〒959-0323	西蒲原郡弥彦村大字弥彦字浅尾944-1	0256-94-2222	月 岡 支 店	〒959-2338	新発田市月岡温泉605-1	0254-32-2500
● 小千谷支店	〒947-0021	小千谷市本町1丁目12-1	0258-82-4131	聖 籠 支 店	〒957-0117	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1650-11	0254-27-3733
小 出 支 店	〒946-0005	魚沼市横町2丁目8	025-792-2143				
堀之内支店	〒949-7413	魚沼市堀之内4261-1	025-794-4381				

〈キャッシュサービスコーナーの利用時間〉

平日午前 8:00 ~ 午後 9:00 まで、

土・日・祝日は午前 9:00 ~ 午後 7:00 までです。

全店舗の全 ATM が視覚障がい者対応および

IC キャッシュカード対応となっております。

〈●印は ATM を複数台設置している店舗です。〉



店舗外キャッシュサービスコーナー (令和7年7月1日現在)

設置場所	平 日	土・日曜日	祝 日	設置場所	平 日	土・日曜日	祝 日
★ 県庁共同出張所	8:45 ~ 16:30	—	—	★ 弥彦村役場出張所	9:00 ~ 16:30	—	—
新潟市役所共同出張所	8:45 ~ 18:00	—	—	★ 両津出張所	8:45 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00

※★印の出張所は、当組合がATMを設置しており、入金取り扱いも可能です。

※上記のほか、セブン銀行のATMでも当組合のキャッシュカードがご利用いただけます。(ご利用手数料は110円(消費税含む)となります)

当組合のあゆみ

昭 和	
24年 9月	「新潟縣商工信用協同組合」設立及び事業免許申請
25年 2月	設立登記完了(25日)
4月	業務開始
26年 5月	預金1億円突破
30年 7月	営業地域が県下一円に拡大
32年 3月	預金10億円突破
34年 4月	「新潟縣信用組合」に名称変更
35年 2月	創立10周年
40年 3月	預金100億円突破
43年 3月	シンボルバード「白鳥」に決定
45年 2月	創立20周年
46年 6月	新本店竣工
51年 5月	(株)新潟エス・エス・コンピューター設立
10月	第1次オンラインスタート
12月	預金1,000億円突破
54年 6月	融資オンラインスタート
11月	奨学育英事業「(財)けんしん育英会」設立
55年 2月	創立30周年、現金自動支払機(CD)第1号機稼働
56年 4月	「けんしん経営相談所」の設置
58年 9月	預金2,000億円突破
59年 6月	CD全店設置稼働
8月	全銀データ通信加盟
11月	第2次オンラインスタート
60年 2月	第四銀行・新潟信用金庫とのCD相互利用提携スタート
62年 8月	しんくみ全国ネットキャッシュサービス(SANCS)スタート
11月	初の店舗外CD「吉田町役場出張所」設置
63年 8月	外貨両替業務取扱店として本店営業部認可

平 成	
2年 2月	創立40周年
5月	預金3,000億円突破
12月	サンデーバンキングスタート
3年 3月	全店ATM設置完了
4月	マスコットキャラクター「リトルポブドッグ」に決定
5月	本部ALMスタート
6月	けんしんビジネスサービス(株)設立
4年 1月	ハンディー端末機の導入開始
10月	日本銀行歳入復代理店として本店認可
5年 11月	オートコールセンター稼働
6年 3月	国債窓販業務の開始
7年 3月	新潟駅前支店ビル「けんしんスカイステージビル」竣工
10月	日本銀行歳入復代理店の全店認可
10年 4月	「けんしん事務センター」設置
11年 12月	預金4,000億円突破
12年 2月	創立50周年
12月	投資信託窓販業務の開始
13年 4月	保険窓販業務の開始
14年 9月	しんくみ全国共同センターへコンピューターシステム移行
15年 5月	郵貯とのCD提携開始
16年 5月	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)のATM利用開始
17年 4月	ネットバンキングサービスの開始
18年 8月	ICキャッシュカード導入
19年 5月	しんくみ全国共同センター第5次システム開始
20年 6月	県の環境保護活動への協賛
22年 2月	創立60周年
3月	両津信用組合との合併
23年 11月	法人向けネットバンキングサービスの開始
25年 2月	でんさいネットサービスの開始
27年 5月	しんくみ全国共同センター第6次システム開始

令 和	
2年 2月	創立70周年
5年 5月	しんくみ全国共同センター第7次システム開始



(荒川支店)



当組合のめざすもの

業績ダイジェスト

健全な経営のために

地域とけんしん

営業のご案内

組織

当組合のあゆみ

データ編

KENSHIN DISCLOSURE 2025

Data Contents



データ編

財務諸表	47
経営指標	53
預金・預り資産	54
融資	55
有価証券・為替・その他	57
自己資本の充実の状況	59
索引	69

貸借対照表〈資産の部〉

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
現金	6,704	5,951
預け金	59,780	38,492
買入金銭債権	16,065	13,685
金銭の信託	2,213	2,209
有価証券	178,373	190,215
国債	38,817	41,417
地方債	2,411	2,383
社債	50,032	50,113
株式	345	343
その他の証券	86,766	95,956
貸出金	182,382	187,865
割引手形	1,001	567
手形貸付	5,425	6,887
証書貸付	158,449	161,499
当座貸越	17,506	18,910
その他資産	3,071	2,960
未決済為替貸	101	24
全信組連出資金	1,447	1,447
前払費用	—	—
未収収益	756	729
金融派生商品	6	6
その他の資産	757	752
有形固定資産	4,619	4,763
建物	840	1,006
土地	3,348	3,391
リース資産	4	3
建設仮勘定	99	—
その他の有形固定資産	326	361
無形固定資産	8	6
ソフトウェア	7	5
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	498	606
繰延税金資産	664	756
債務保証見返	112	114
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 1,227 (△1,071)	△ 1,154 (△1,030)
資産の部合計	453,268	446,475

貸借対照表〈負債・純資産の部〉

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
預金積金	430,317	434,491
当座預金	9,674	8,484
普通預金	157,049	159,843
貯蓄預金	2,035	1,906
通知預金	2,305	1,804
定期預金	245,109	247,595
定期積金	13,554	13,274
その他の預金	588	1,583
借入金	8,100	800
その他負債	1,182	1,321
未決済為替借	109	53
未払費用	308	409
給付補填備金	5	7
未払法人税等	61	11
前受収益	63	83
払戻未済金	21	23
金融派生商品	8	8
リース債務	5	3
資産除去債務	563	536
その他の負債	35	182
賞与引当金	50	56
退職給付引当金	302	304
役員退職慰労引当金	92	114
偶発損失引当金	129	209
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	271	264
債務保証	112	114
負債の部合計	440,559	437,676
出資金	2,338	2,326
普通出資金	2,238	2,226
その他の出資金	100	100
利益剰余金	17,391	17,706
利益準備金	2,402	2,402
その他利益剰余金	14,988	15,303
特別積立金	14,300	14,600
当期末処分剰余金	688	703
組合員勘定合計	19,729	20,032
その他有価証券評価差額金	△ 6,844	△ 11,038
土地再評価差額金	△ 176	△ 195
評価・換算差額等合計	△ 7,020	△ 11,233
純資産の部合計	12,708	8,798
負債及び純資産の部合計	453,268	446,475

当組合のめざすもの

業績ダイジェスト

健全な経営のために

地域とけんしん

営業のご案内

組織

当組合のあゆみ

データ編

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
経常収益	5,778	6,240
資金運用収益	5,202	5,662
貸出金利息	2,572	2,649
預け金利息	93	130
有価証券利息配当金	2,264	2,610
その他の受入利息	272	272
役員取引等収益	343	379
受入為替手数料	112	112
その他の役員収益	230	267
その他業務収益	33	41
国債等債券売却益	2	15
国債等債券償還益	0	0
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	31	25
その他経常収益	198	155
貸倒引当金戻入益	31	—
償却債権取立益	71	112
株式等売却益	95	40
その他の経常収益	0	0
経常費用	5,278	5,812
資金調達費用	136	341
預金利息	132	336
給付補填備金繰入額	4	5
借入金利息	0	0
役員取引等費用	456	535
支払為替手数料	40	40
その他の役員費用	416	494
その他業務費用	645	611
国債等債券売却損	233	344
国債等債券償還損	409	262
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	1	0
その他の業務費用	0	3
経費	3,854	4,034
人件費	2,207	2,239
物件費	1,486	1,579
税金	160	216
その他経常費用	185	288
貸倒引当金繰入額	—	4
貸出金償却	73	109
株式等売却損	6	64
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	0	—
その他の経常費用	105	109
経常利益	499	428
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	26	33
固定資産処分損	1	33
減損損失	25	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	473	395
法人税、住民税及び事業税	139	22
法人税等調整額	△15	8
法人税等合計	124	31
当期純利益	349	363
繰越金(当期首残高)	339	321
誤謬の訂正による過年度遡及額	—	—
誤謬の訂正による過年度遡及額を反映した繰越金(当期首残高)	—	—
土地再評価差額金取崩額	—	18
目的積立取崩	—	—
自己優先出資消却額(△)	—	—
当期末処分剰余金	688	703

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
当期末処分剰余金	688	703
剰余金処分額	367	366
特別積立金	300	300
出資に対する配当金	67	66
(うち、普通出資配当金)	(年3%の割) 67	(年3%の割) 66
繰越金(当期末残高)	321	337

財務諸表の適正性、内部監査の有効性

私は、当組合の第75期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月25日

新潟県信用組合

理事長 赤川新一

法定監査の状況

当組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「EY日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

注記事項

貸借対照表関係 (令和7年3月31日現在)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	4,005百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	3,277百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	1,967百万円
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
その他	3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、当組合が定める資産自己査定基準及び分類資産の償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産自己査定基準に則り、営業店において第一次の査定を実施し、資産自己査定委員会において第二次の査定を実施した上で、当該部署から独立した監査部が内部監査の実施によりその適切性の検証を行い、その結果に基づいて引当てを行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は188百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退

職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、数理計算上の差異は各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定年数(主として9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理することとしております。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法については、顧客との契約から生じる計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で算出しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

 - 貸倒引当金 1,154百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として上記9に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - 繰延税金資産 756百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類等において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
 - 減損損失 一百万円 有形固定資産・無形固定資産 4,770百万円

固定資産に減損の兆候が存在する場合は、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損損失の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして認識される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フロー及び割引率について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況および当組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当組合は、貸出業務規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しており、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には資金経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告し、四半期毎に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、本部資金運用規程に従い行われております。

このうち、資金経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

(a) VaRの計測状況

当組合は、市場リスクのうち市場価格がある有価証券のリスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合の有価証券統合VaRは分散共分散法（その他有価証券および満期保有目的の保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,200日）により算出しており、令和7年3月31日（当該事業年度の決算日）現在で当組合の有価証券のリスク量（損失額の推定値）の全体は、3,690百万円であります。

また、市場リスクのうち有価証券を除いた市場リスク額（預け金・貸出金・預金等）についてもVaRにより月次で計測しており、モンテカルロ法（保有期間250日、信頼区間99%、観測期間1,250日）により算出しております。令和7年3月31日現在で当組合の有価証券を除いた市場リスク額全体は、△2,100百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(b) BPVの計測状況

当組合は、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、有価証券のうち債券および投資信託、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引があります。

当組合は、これらの金融資産および金融負債について、金利リスクのみを主要なリスク変数と捉え、感応度分析値（BPV）による時価の変動額を月次で計測しております。

当該変動額の算定については、対象の金融資産および金融負債を固定金利と変動金利に分け、それぞれの金利満期に応じた適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いております。なお、投資信託の変動額算定については、円金利および海外金利とも簡便法を使用しております。

当組合は、行動オプション性を考慮しており、流動性預金の滞留についてはコア預金内部モデルを使用し、固定金利貸出（住宅ローン）の期限前返済および定期預金の早期解約については当局設定値を使用し計測しております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定である

と仮定し、令和7年3月31日現在、指標となる金利が円金利1.00%、海外金利は2.00%または3.00%に上昇したものと想定した場合の時価減少額は5,070百万円であります。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。さらに、異なる通貨間での金利リスクの相関も考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスク管理

当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うことによって、流動性リスク管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

18. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	38,492	38,391	△101
(2) 有価証券	180,471	179,827	△643
満期保有目的の債券	15,636	14,993	△643
その他有価証券	164,834	164,834	—
(3) 貸出金(※1)	187,865		
貸倒引当金(※2)	△1,129		
	186,736	188,359	1,622
(4) 買入金銭債権(※1)	13,685	13,906	220
(5) 金銭の信託(※1)	2,209	2,207	△2
金融資産計	421,596	422,692	1,095
(1) 預金積金	434,491	434,493	1
(2) 借入金	800	800	—
金融負債計	435,291	435,293	1

(※1) 貸出金、買入金銭債権、金銭の信託の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分毎に、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分毎の有価証券に関する注記事項については19～22に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6ヵ月超の延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、その帳簿価額。
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは帳簿価額。また、預金担保についても、市場金利の動きを反映した担保預金金利によって変動するため、その帳簿価額。
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分毎に、元金合計額を、債務者区分で正常先に同様の新規貸出を行った場合の新規実行レートで割引いた価額。なお、地公体に対する融資は、無リスクとの見解からマーケットレート(TIBOR・SWAP金利)にて割引いた価額。また、制度融資は、通常の新規実行レートより低い金利で実行されるため、マーケットレートプラス制度融資に係る信用コストにて割引いた価額。
- ④ ①以外のうち、カードローン等の期間の定めのないローン商品は、その帳簿価額。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権は、マーケットレート(TIBOR・SWAP金利)で割引くことで、現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託は、マーケットレート(TIBOR・SWAP金利)で割引くことで、現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、当座借越については帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	206
全信組連出資金(※1)	1,447
その他出資金(※1)	9,559
組合出資金(※2)	0
合計	11,213

(※1) 非上場株式、全信組連出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(※1)	26,492	11,500	-	500
有価証券	21,124	55,517	43,805	46,703
満期保有目的の債券	325	3,098	8,697	3,514
その他の有価証券のうち 満期があるもの	20,799	52,418	35,107	43,188
貸出金(※2)	35,291	62,960	40,951	24,272
買入金銭債権	4,067	6,319	-	3,298
金銭の信託	2,209	-	-	-
合計	89,187	136,297	84,756	74,775

(※1) 預け金のうち、期間の定めのないものは1年以内を含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※1)	333,740	99,604	69	1,076
借入金(※2)	800	-	-	-
合計	334,540	99,604	69	1,076

(※1) 預金積金のうち、要求払預金は1年以内を含めております。

(※2) 借入金のうち、当座借越は1年以内を含めております。

19. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「外国証券」、「その他の証券」が含まれております。以下、24まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	200	200	0
小計	200	200	0

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
国債	4,073	3,781	△291
地方債	1,092	1,033	△58
社債	7,372	7,156	△215
その他	2,898	2,821	△77
小計	15,436	14,792	△644
合計	15,636	14,993	△643

(3) 子会社株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	37	28	9
債券	4,110	4,096	14
国債	509	509	0
地方債	289	286	2
社債	3,311	3,300	11
その他	29,599	28,879	720
外国証券	7,088	6,978	110
その他の証券	22,510	21,900	609
小計	33,747	33,003	744

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	99	100	△0
債券	77,266	84,915	△7,648
国債	36,834	43,010	△6,175
地方債	1,001	1,006	△4
社債	39,429	40,898	△1,468
その他	53,720	58,431	△4,710
外国証券	24,633	25,438	△805
その他の証券	29,087	32,992	△3,905
小計	131,086	143,446	△12,360
合計	164,834	176,450	△11,615

20. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

21. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額 売却益 売却損
4,085百万円 45百万円 344百万円

22. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	13,118	18,179	19,659	40,482
国債	8,911	2,054	5,161	25,290
地方債	610	441	1,089	242
社債	3,596	15,684	13,408	14,949
その他	8,005	37,337	24,146	6,220
合計	21,124	55,517	43,805	46,703

23. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しておりますが、当事業年度における減損処理はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し過去1年間に30%未満の下落率とならなかった場合(債券については格付がBBB相当以上のものを除く)であります。

24. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

その他の金銭の信託

貸借対照表計上額 2,209百万円

当期の損益に含まれた評価差額はありません。

満期保有目的の金銭の信託及び運用目的の金銭の信託の取り扱いはありません。

25. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

(単位:百万円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	958
危険債権額	4,909
三月以上延滞債権額	9
貸出条件緩和債権額	986
合計額	6,863

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は567百万円であります。
27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、725百万円であります。こ

れは、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 有形固定資産の減価償却累計額 7,554百万円

29. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両等についてリース契約により使用しています。

30. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 23百万円

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	金額
繰延税金資産	
貸倒引当金・貸倒償却損金算入限度額超過額	824
減損損失	475
退職給付引当金損金算入限度額超過額	86
減価償却費損金算入限度額超過額	63
その他有価証券評価差額金	3,283
その他	295
繰延税金資産小計	5,029
評価性引当額	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,086
評価性引当額小計	△4,086
繰延税金資産合計	942
繰延税金負債	
資産除去債務	13
前払年金費用	171
繰延税金負債合計	185
繰延税金資産の純額	756

(注1)「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.38%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

32. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

担保提供している資産	預け金	5,000
	有価証券	1,014
担保資産に対応する債務	借入金	800

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために、その他の資産27百万円及び預け金13,086百万円を担保として提供しております。

33. 出資1口当たりの純資産額 3,951円72銭

損益計算書関係 (令和6年4月1日~令和7年3月31日)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- その他の経常費用には、あおぞら債権回収(株)へ不動産担保付債権等を売却したことによる損失1,396千円を含んでおります。
- 出資1口当たりの当期純利益 162円40銭

業務粗利益・業務純益等

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	5,066	5,321
資金運用収益	5,202	5,662
資金調達費用	135	340
役務取引収支	△ 113	△ 155
役務取引等収益	343	379
役務取引等費用	456	535
その他業務収支	△ 612	△ 569
その他業務収益	33	41
その他業務費用	645	611
業務粗利益	4,341	4,596
業務粗利益率	0.93%	1.01%
業務純益	516	622
実質業務純益	516	589
コア業務純益	1,157	1,180
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	954	1,155

(注) 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和5年度621千円、令和6年度1,683千円)を控除して表示しております。

総資産利益率

(単位：%)

項目	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.10	0.09
総資産当期純利益率	0.07	0.07

利回・利鞘

(単位：%)

項目	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	1.11	1.24
資金調達原価率	0.86	0.97
総資金利鞘	0.25	0.27

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度	令和6年度	
資金運用勘定	平均残高	465,768	453,699
	利息	5,202	5,662
	利回	1.11	1.24
うち貸出金	平均残高	180,847	184,919
	利息	2,572	2,649
	利回	1.42	1.43
うち預け金	平均残高	80,952	59,506
	利息	93	130
	利回	0.11	0.21
うち有価証券	平均残高	186,821	192,687
	利息	2,264	2,610
	利回	1.21	1.35
資金調達勘定	平均残高	455,987	444,522
	利息	135	340
	利回	0.02	0.07
うち預金積金	平均残高	448,819	439,644
	利息	136	341
	利回	0.03	0.07
うち借入金	平均残高	9,254	7,077
	利息	0	0
	利回	0.00	0.00

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度5,304千円、令和6年度1,888千円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和5年度2,086,916千円、令和6年度2,199,777千円)および利息(令和5年度621千円、令和6年度1,683千円)を、それぞれ控除して表示しております。

職員1人当たりおよび1店舗当たりの預金・貸出金残高

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度	
預金	職員1人当たり	1,208	1,146
	1店舗当たり	10,007	10,104
貸出金	職員1人当たり	512	495
	1店舗当たり	4,241	4,368

預貸率および預証率

(単位：%)

項目	令和5年度	令和6年度	
預貸率	期中平均	40.29	42.06
	期末	42.38	43.23
預証率	期中平均	41.62	43.82
	期末	41.45	43.77

$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100 \quad \text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

受取利息および支払利息の増減

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
受取利息	5,202	5,662
対前期比増減	53	460
支払利息	135	340
対前期比増減	12	204

受取利息は資金運用収益に対応する利息を、支払利息は資金調達費用に対応する利息としました。

役務取引の状況

(単位：百万円)

科目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	343	379
受入為替手数料	112	112
その他の受入手数料	230	267
その他の役務取引等収益	0	0
役務取引等費用	456	535
支払為替手数料	40	40
その他の支払手数料	36	94
その他の役務取引等費用	380	399

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

科目	令和5年度	令和6年度
国債等債券売却益	2	15
国債等債券償還益	0	0
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	31	25
その他業務収益合計	33	41

経費の内訳

(単位：百万円)

科目	令和5年度	令和6年度
人件費	2,207	2,239
報酬・給料・手当	1,841	1,947
退職給付費用	42	△ 50
社会保険料等	324	342
物件費	1,486	1,579
事務費	652	695
固定資産費	358	391
事業費	104	108
人事厚生費	62	65
預金保険料	65	65
雑損	0	1
減価償却費	240	250
税金	160	216
合計	3,854	4,034

預金

預金の科目別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	178,792	39.84	179,024	40.72
当座預金	8,821	1.97	7,943	1.80
普通預金	166,622	37.12	167,772	38.16
貯蓄預金	2,090	0.47	1,975	0.44
通知預金	297	0.07	333	0.07
その他	960	0.21	999	0.22
定期性預金	270,027	60.16	260,619	59.27
定期預金	256,365	57.12	247,160	56.21
定期積金	13,661	3.04	13,459	3.06
その他預金	—	—	—	—
合計	448,819	100.00	439,645	100.00

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人預金	334,396	77.71	336,059	77.34
法人預金	95,920	22.29	98,432	22.65
一般法人	78,312	18.20	82,035	18.88
金融機関	2,021	0.47	1,514	0.34
公金	15,585	3.62	14,882	3.42
合計	430,317	100.00	434,491	100.00

組員・組員外別預金内訳の推移

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組員預金	347,361	80.72	351,014	80.78
組員外預金	82,955	19.28	83,477	19.21
合計	430,316	100.00	434,491	100.00

定期預金の固定・変動金利区分別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
定期預金	245,108	100.00	247,594	100.00
固定金利	245,061	99.98	247,551	99.98
変動金利	47	0.02	43	0.01
その他	—	—	—	—

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
財形貯蓄残高	621	586

預り資産

国債・投資信託の残高

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
国債	436	958
投資信託	2,591	3,201

投資信託の累計額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
投資信託の販売累計額	7,291	8,642

貸出金の科目別平均残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	896	0.49	751	0.40
手形貸付	5,383	2.98	6,585	3.56
証書貸付	158,714	87.76	160,368	86.72
当座貸越	15,853	8.77	17,213	9.30
合計	180,847	100.00	184,919	100.00

代理貸付残高の内訳 (単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)	—	—
株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)	546	536
独立行政法人住宅金融支援機構	2,095	1,917
独立行政法人福祉医療機構	22	18
その他	66	57
合計	2,730	2,530

貸出金の業種別内訳 (単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	15,894	8.71	15,348	8.16
農業、林業	433	0.24	417	0.22
漁業	8	0.00	6	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	563	0.31	492	0.26
建設業	23,577	12.93	23,284	12.39
電気、ガス、熱供給、水道業	131	0.07	116	0.06
情報通信業	231	0.13	202	0.10
運輸業、郵便業	2,953	1.62	3,459	1.84
卸売業、小売業	14,656	8.04	14,117	7.51
金融業、保険業	5,932	3.25	8,826	4.69
不動産業	18,916	10.37	22,119	11.77
物品賃貸業	1,024	0.56	1,055	0.56
学術研究、専門・技術サービス業	2,357	1.29	2,330	1.24
宿泊業	3,059	1.68	2,972	1.58
飲食業	5,251	2.88	5,157	2.74
生活関連サービス業、娯楽業	4,556	2.50	4,126	2.19
教育、学習支援業	438	0.24	390	0.20
医療、福祉	1,576	0.86	1,670	0.88
その他のサービス	7,070	3.88	7,643	4.06
その他の産業	1,974	1.08	1,646	0.87
(小計)	110,608	60.65	115,385	61.41
地方公共団体	31,331	17.18	31,656	16.85
個人(住宅・消費・納税資金等)	40,442	22.17	40,823	21.72
合計	182,382	100.00	187,865	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金の固定・変動金利区分別内訳 (単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利	92,467	50.70	93,461	49.75
変動金利	89,914	49.30	94,403	50.25
合計	182,382	100.00	187,865	100.00

組員・組員外別貸出金内訳の推移 (単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組員貸出*	150,232	82.37	155,666	82.86
組員外貸出	32,149	17.63	32,199	17.14
合計	182,382	100.00	187,865	100.00

*包括連携協定を締結した地公体向け貸出を含む

貸出金の使途別内訳 (単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
設備資金	68,289	37.44	73,473	39.10
運転資金	114,092	62.56	114,392	60.89
合計	182,382	100.00	187,865	100.00

消費者ローン・住宅ローン(個人向け) (単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
消費者ローン	9,249	9,592
住宅ローン	26,099	26,608
合計	35,348	36,200

担保の種類別の貸出金残高・債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度				令和6年度			
	貸出金		債務保証見返額		貸出金		債務保証見返額	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
預金積金	6,419	3.50	4	4.13	6,198	3.3	8	7.0
有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産	36,861	20.20	102	90.69	39,621	21.1	102	89.5
協会保証	36,258	19.90	—	—	34,937	18.6	—	—
商業手形	1,001	0.50	—	—	567	0.3	—	—
動産	—	—	—	—	—	—	—	—
保証人	24,412	13.40	—	—	23,096	12.3	—	—
機関保証	28,454	15.60	5	5.18	29,995	16.0	4	3.5
信用	48,973	26.90	—	—	53,448	28.5	—	—
合計	182,382	100.00	112	100.00	187,865	100.0	114	100.0

リスク管理債権、金融再生法による開示債権と引当の状況

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度 債権額	令和6年度 債権額(A)	増 減	担保等 保全額(B)	保全のない額 (C)=(A)-(B)	貸倒引当金 (D)	引当率 (D)÷(C)	保全率 [(B)+(D)]÷(A)
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	918 (0.50)	958 (0.50)	39 (0.00)	801	156	156	100.00	100.00
破綻先債権	116 (0.06)	87 (0.04)	△ 29(△ 0.02)	75	11	11	100.00	100.00
実質破綻先債権	801 (0.43)	870 (0.46)	69 (0.03)	725	145	145	100.00	100.00
② 危険債権	4,691 (2.56)	4,909 (2.61)	218 (0.05)	3,623	1,286	873	67.93	91.60
③ 小計=①+②	5,609 (3.07)	5,867 (3.11)	258 (0.04)	4,424	1,443	1,030	71.42	92.97
④ 要管理債権	1,265 (0.69)	995 (0.52)	△ 270(△ 0.17)	379	616	12	2.09	39.39
三月以上延滞債権	8 (0.00)	9 (0.00)	0 (0.00)	9	—	0		
貸出条件緩和債権	1,257 (0.68)	986 (0.52)	△ 270(△ 0.16)	369	616	12		
⑤ 小計=③+④	6,875 (3.76)	6,863 (3.64)	△ 12(△ 0.12)	4,804	2,059	1,043	50.67	85.19
⑥ 正常債権	175,730 (96.23)	181,236 (96.35)	5,506 (0.12)			110		
⑦ 債権額合計=⑤+⑥	182,605 (100.00)	188,100(100.00)	5,494			1,154		

- リスク管理債権は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づいて開示する不良債権情報です。令和4年3月31日より、区分等が金融再生法による開示債権の区分等に合わせて一本化されました。対象となる債権は、これまでの貸出金に加え、未収利息、仮払金、債務保証見返などが含まれます。
- 金融再生法による開示債権は、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)に基づいて行う資産査定の結果を開示する不良債権情報です。対象となる債権は貸出金に加え、未収利息、仮払金、債務保証見返などが含まれます。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 保全率とは、破産更生債権等・危険債権・要管理債権について担保等や貸倒引当金によってどの程度保全されているかを示す比率です。
保全率(%) = (担保等保全額 + 貸倒引当金) ÷ 債権額 × 100
- 引当率とは、担保・保証等保全のない債権について貸倒引当金によってどの程度引き当てられているかを示す比率です。
引当率(%) = 貸倒引当金 ÷ (債権額 - 担保等保全額) × 100
- ()内は債権額合計に占める割合です。

不良債権の処理額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
個別貸倒引当金繰入額	24	36
貸出金償却額	73	109
貸出金売却損	7	1
合計	105	147

有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	42,401	22.70	43,464	22.56
地方債	2,039	1.09	2,445	1.27
社債	52,566	28.14	51,931	26.96
株式	363	0.19	334	0.17
外国証券	34,837	18.65	35,654	18.50
その他の証券	54,611	29.23	58,856	30.54
合計	186,821	100.00	192,687	100.00

当組合は、商品有価証券を保有していません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
		国債	令和5年度 令和6年度	1,119 8,911	5,425 2,054	2,133 5,161	30,139 25,290
地方債	令和5年度 令和6年度	489 610	855 441	1,066 1,089	— —	— —	2,411 2,383
社債	令和5年度 令和6年度	6,822 3,596	14,033 15,684	12,054 13,408	14,642 14,949	2,480 2,474	50,032 50,113
株式	令和5年度 令和6年度	— —	— —	— —	— —	345 343	345 343
外国証券	令和5年度 令和6年度	1,605 3,502	19,496 19,614	12,355 11,503	811 200	— —	34,269 34,820
その他の証券	令和5年度 令和6年度	666 4,503	21,646 19,223	11,340 15,079	6,171 9,156	12,671 13,172	52,496 61,135
合計	令和5年度 令和6年度	10,704 21,124	61,457 57,017	38,951 46,242	51,763 49,840	15,497 15,990	178,373 190,215

「社債」には、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

有価証券の時価情報

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	665	667	1	—	—	—
	地方債	400	402	2	—	—	—
	社債	1,000	1,013	13	—	—	—
	その他	500	502	2	200	200	0
	小計	2,565	2,584	19	200	200	0
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	2,002	1,963	△39	4,073	3,781	△291
	地方債	200	199	0	1,092	1,033	△58
	社債	1,100	1,088	△11	7,372	7,156	△215
	その他	900	884	△15	2,898	2,821	△77
	小計	4,202	4,135	△67	15,436	14,792	△644
合計	6,767	6,720	△47	15,636	14,993	△643	

上記の「その他」は外国証券です。

●子会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	44	28	16	37	28	9
	債券	24,668	24,432	236	4,110	4,096	14
	国債	6,739	6,642	96	509	509	0
	地方債	1,811	1,780	31	289	286	2
	社債	16,117	16,009	108	3,311	3,300	11
	その他	32,107	30,986	1,121	29,599	28,879	720
小計	56,821	55,447	1,373	33,747	33,003	744	
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	94	100	△5	99	100	△0
	債券	61,225	65,991	△4,765	77,266	84,915	△7,648
	国債	29,410	33,294	△3,883	36,834	43,010	△6,175
	地方債	—	—	—	1,001	1,006	△4
	社債	31,814	32,697	△882	39,429	40,898	△1,468
	その他	45,901	49,881	△3,980	53,720	58,431	△4,710
小計	107,221	115,973	△8,751	131,086	143,446	△12,360	
合計	164,042	171,420	△7,377	164,834	176,450	△11,615	

1. 上記の「その他」は外国証券および投資信託等です。 2. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

●市場価格のない株式等

(単位：百万円)

内 容	令和5年度 貸借対照表計上額	令和6年度 貸借対照表計上額
非上場株式	206	206
その他出資金	7,357	9,537
合計	7,564	9,744

(注)非上場株式及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

国内為替取扱実績高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金	—	—	—	—
振込	273,814	207,830	299,098	229,767
代金取立	25	13	40	11
雑為替	83	2,756	20	2,804
合計	273,823	210,600	299,158	232,582

外国為替取次実績高

(単位：千ドル)

区 分	令和5年度	令和6年度
貿易	847	1,194
輸出	1	0
輸入	846	1,194
貿易外	116	3
合計	963	1,197

外貨建資産残高

(単位：千ドル)

区 分	令和5年度	令和6年度
外貨建資産残高	0	0

公共債引受額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
国債	—	—
地方債	—	—
政府保証債	—	—
合計	—	—

公共債窓口販売実績

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
国債	111	624
地方債	—	—
政府保証債	—	—
合計	111	624

オフ・バランス取引の状況

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	簿価又は想定元本額	与信相当額	簿価又は想定元本額	与信相当額
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	33,075	—		
信用供与に直接的に代替する偶発債務	89	89		
派生商品取引	15,600	900		
その他	13,796	10,732		
合計	62,562	11,722		

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴いオフ・バランス取引の項目が変更された内容であるため、令和6年度については記載していません。

公共債ディーリング

該当ありません。

金銭の信託

●運用目的の金銭の信託

該当ありません。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
2,199	2,213	13	2,199	2,209	10

デリバティブ取引

仕組債や投資信託等の金融商品に内包されているもの以外は該当ありません。

自己資本の充実の状況について

定性的な開示

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

(1) 普通出資

- ① 発行主体：新潟県信用組合
- ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,226百万円

(2) その他の出資

- ① 発行主体：新潟県信用組合
- ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：100百万円
 - * 100百万円をその他の出資として計上しております。
 - * 平成21年度に行った旧両津信用組合との合併により承継した優先出資100百万円を令和2年3月19日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第1項第1号の規定に基づき消却したことにより、優先出資からその他の出資に振替えたものであります。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法等の概要

地域のお客さまからの普通出資及び内部留保による資本の増加を図ることにより、自己資本の充実にも努めております。

現在の自己資本比率については9.72%で、引き続き必要とされる国内基準(4.0%)を大きく上回る水準にあります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

当組合では、審査管理部を主管部として厳正な融資審査の実施に万全を期しております。また、大口貸出や特定業種への偏重を避けるために与信集中リスク管理やポートフォリオ管理を徹底し、定期的に管理状況を常務会等に報告を行っております。

信用リスク量の計測は、VaRにより行っております。

(2) 標準的手法

- ① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

有価証券運用において、次の5社を使用しております。

 - (株)格付投資情報センター(R&I)
 - (株)日本格付研究所(JCR)
 - スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)
 - ムーディーズ(Moody's)
 - フィッチ・レーティングス(Fitch)

貸出金については、適格格付機関等は使用しておりません。
- ② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
 - 投資信託は上記5社を使用
 - 上記以外の有価証券は、フィッチ・レーティングスを除く4社を使用しております。

エクスポージャーとは、リスクにさらされている金融資産の総額のことであり、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要

リスク削減手法については、適格金融資産担保(担保預金をいいます)に相当する貸出金について簡便手法により信用リスクを削減し、また一定の要件を満たす保証機関等が保証した貸出金についても、保証を信用リスク削減手法として採用しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

派生商品取引の取引相手の信用リスクに関しては、カレント・エクスポージャー方式により与信額の算出を行っております。

また、仕組債や投資信託等の金融商品に内包されているデリバティブ取引については、金融商品毎の実行権限及び運用枠の中で一元管理をしております。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

取引にあたっては、信用リスクに関する事項・金利リスクに関する事項と同様の方法で運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は、外部格付準拠方式を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理は、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

信用リスクに関する事項において記載された適格格付機関等を採用しております。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクです。事務リスク、システムリスク以外の、法務、風評などその他のリスクについてもオペレーショナル・リスクに含めて管理しております。

事務リスクについては業務の種類ごとに、事務部(預金・為替・外国為替)、審査管理部(融資)がそれぞれ担当し、事務の厳正化、効率化に努めています。事故の未然防止のため監査部による監査を営業店、本部に対して年1回実施しているほか、各営業店においても毎月1回の店内検査を行っております。さらに、事務部・審査管理部と監査部の連携による営業店への事務指導や、各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

システムリスクについては、当組合が加盟しているしんくみ全国共同センター(SKCC)を通じて、災害、回線障害やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化・暗号化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。顧客データに関しても、個人情報保護規程に基づきお客さまの情報は適正な方法で入手し厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

また、高度化するサイバー攻撃に組織的に対応するため、「サイバーセキュリティ管理の基本方針」の策定、CSIRTを設置するとともに、他金融機関との情報共有・情報連携を実施しています。

法務リスクについては、法令等遵守の徹底を最重要項目として取り組んでおります。具体的な内容は「コンプライアンス(法令等遵守)体制」(P.11)に掲載しております。

また、当組合では風評リスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客さまからの苦情や要望などに対しては速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、統合的リスク管理方針に則り、健全性及び適切性の観点から適正なリスク把握と当組合の経営体力に基づいたリスクコントロールを目的として、リスク資本配賦運営により限度額を設定し管理しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR(信頼水準99%、保有期間60日、観測期間1,200日)により行っており、リスク量はALM委員会に月次で報告しております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当組合では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しております。また、金利リスクについては、金融機関が保有する資産・負債のうち市場金利に影響の受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預け金、預金等)を管理対象とし、モニタリング体制の整備等により管理しております。

管理指標としては、VaR法によりリスク量を計測しており、年度当初に設定した限度枠の遵守状況等を含め、ALM委員会に月次で報告しております。さらに、金利の変動による経済価値変化の指標である Δ EVEを計測し、ALM委員会に月次で報告しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに当組合が自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
4.50年となっております。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年となっております。
- 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金内部モデル等)及びその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金など満期のない流動性預金については、合理的に預金者行動をモデル化したコア預金内部モデルを使用し、預金種別や人格別の預金残高を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。なお、モデルの検証については定期的にバックテストを実施しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、当局が定める保守的な設定値を採用しております。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した Δ EVE及び Δ NIIの正値を単純合算しており、通貨間の相関等は考慮しておりません。
- スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- 内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金内部モデルについては、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。

● 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の Δ EVEは5,070百万円であります。計測値については、当組合の自己資本額および保有有価証券の含み損益など、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題ない水準であると判断しております。

② 当組合が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

● 金利ショックに関する説明

Δ EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の経済イベントや、景気シナリオ等に基づく金利変動としております。

● 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点)

当組合では、その他有価証券の金利リスクについては、保有期間60日、観測期間1,200日、信頼水準99%を前提としたVaR法による計測を行っております。さらに、満期保有目的の債券の金利リスクについては、保有期間60日、観測期間1,200日、信頼水準99%を前提としたVaR法による計測を行っております。また、有価証券を除いた金利リスク(預金・貸出金・預け金等)については、保有期間250日、観測期間1,250日、信頼水準99%を前提としたVaR法による計測を行っております。

事業年度の開示事項

I. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	19,662	19,966
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,338	2,326
うち、利益剰余金の額	17,391	17,706
うち、外部流出予定額(△)	67	66
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	162	128
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	162	128
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,824	20,095
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	5	4
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	4
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	360	438
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	366	443
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	19,457	19,651
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	187,500	192,894
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 152	△ 151
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 152	△ 151
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	9,465	9,118
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	196,965	202,013
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.87%	9.72%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

II. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	187,500	7,500	192,894	7,715
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	169,860	6,794	172,301	6,892
(i) ソブリン向け	491	19	447	17
(ii) 金融機関向け	18,522	740	16,020	640
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			2,605	104
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	53,228	2,129	40,545	1,621
(v) 中小企業等・個人向け	45,433	1,817		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			27,030	1,081
トランザクター向け			407	16
(vii) 抵当権付住宅ローン	2,244	89		
(viii) 不動産取得等事業向け	16,588	663		
(ix) 不動産関連向け			34,371	1,374
自己居住用不動産等向け			14,010	560
賃貸用不動産向け			305	12
事業用不動産関連向け			19,729	789
その他不動産関連向け			325	13
ADC向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			14,346	573
(xi) 三月以上延滞等	631	25		
(xii) 延滞等向け			4,184	167
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			261	10
(xiv) 出資等	12,970	518		
出資等のエクスポージャー	12,970	518		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			14,799	591
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	10,045	401	10,801	432
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,447	57	1,447	57
(xix) その他	8,257	330	8,046	321
② 証券化エクスポージャー	4,070	162	3,967	158
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	13,445	537	16,341	653
ルック・スルー方式	13,445	537	16,341	653
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引			—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 152	△ 6	△ 151	△ 6
⑥ CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	270	10	389	15
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	5	0	46	1
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	9,465	378	9,118	364
BI			6,079	
BIC			729	
ハ. 総所要自己資本額 (イ+ロ)	196,965	7,878	202,013	8,080

- 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーの事です。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 「その他」とは、(i)~(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産等が含まれます。
- 当組合では、「マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
- オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

- 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
- 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー区分		信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
地域区分	国内	374,434	366,383	185,241	193,726	95,962	101,724	—	—	901	4,667
	国外	35,408	41,754	—	—	34,538	35,684	870	6,070	—	—
	地域別合計	409,843	408,138	185,241	193,726	130,501	137,408	870	6,070	901	4,667
業種区分	製造業	29,243	31,217	16,212	16,380	12,930	14,036	—	700	34	235
	農業、林業	588	653	588	653	—	—	—	—	2	1
	漁業	12	10	12	10	—	—	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	580	509	580	509	—	—	—	—	—	—
	建設業	25,681	26,547	24,780	25,144	900	1,403	—	—	129	364
	電気・ガス・熱供給・水道業	10,260	10,248	141	126	10,119	10,122	—	—	—	—
	情報通信業	3,439	3,551	253	277	3,153	3,241	—	—	—	6
	運輸業、郵便業	4,882	5,434	3,077	3,529	1,804	1,905	—	—	13	49
	卸売業、小売業	20,077	21,037	15,469	15,128	4,607	5,108	—	800	74	448
	金融業、保険業	109,920	93,436	7,005	9,063	40,456	40,755	870	3,370	—	—
	不動産業	29,911	32,739	19,546	22,866	5,813	5,212	—	—	63	288
	物品賃貸業	1,024	1,064	1,024	1,064	—	—	—	—	—	—
	学術研究、専門・技術サービス業	2,656	2,650	2,656	2,650	—	—	—	—	91	101
	宿泊業	3,164	3,090	3,164	3,090	—	—	—	—	253	874
	飲食業	6,045	5,934	6,045	5,934	—	—	—	—	85	443
	生活関連サービス業、娯楽業	7,882	4,954	7,882	4,853	—	100	—	—	40	1,100
	教育、学習支援業	236	390	236	390	—	—	—	—	—	—
	医療、福祉	1,577	1,687	1,577	1,687	—	—	—	—	35	49
	その他のサービス	7,078	10,015	5,450	8,486	1,604	1,506	—	—	8	167
	その他の産業	2,183	1,735	2,183	1,735	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	80,498	86,932	31,388	31,716	49,110	54,016	—	1,200	—	—	
個人	34,903	36,871	34,903	36,871	—	—	—	—	67	535	
その他	27,994	27,424	1,059	1,556	—	—	—	—	—	—	
業種別合計	409,843	408,138	185,241	193,726	130,501	137,408	870	6,070	901	4,667	
期間区分	1年以下	88,042	91,102	29,151	54,806	10,335	16,972	13	38		
	1年超5年以下	86,687	116,837	36,651	63,742	39,658	38,308	372	3,285		
	5年超10年以下	95,605	76,320	66,902	40,997	28,218	32,575	485	2,747		
	10年超	101,727	77,059	51,438	29,507	49,788	47,051	—	—		
	期間の定めのないもの	9,761	16,288	10	8	2,500	2,500	—	—		
	その他	28,018	30,529	1,087	4,664	—	—	—	—		
	残存期間別合計	409,843	408,138	185,241	193,726	130,501	137,408	870	6,070		

- 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形固定資産、その他の証券、買入金銭債権等が含まれます。
- CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	212	155	—	212	155
	令和6年度	155	123	—	155	123
個別貸倒引当金	令和5年度	1,102	1,071	56	1,046	1,071
	令和6年度	1,071	1,030	77	993	1,030
合計	令和5年度	1,314	1,227	56	1,258	1,227
	令和6年度	1,227	1,154	77	1,149	1,154

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金											貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	目的使用	その他	目的使用	その他	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	
製造業	55	55	55	51	0	4	54	51	55	51	4	9	
農業、林業	1	0	0	0	—	—	1	0	0	0	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	83	84	84	82	1	0	82	83	84	82	6	17	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	3	2	2	2	—	—	3	2	2	2	—	—	
運輸業、郵便業	14	15	15	13	0	1	13	13	15	13	—	1	
卸売業、小売業	84	77	77	78	5	0	78	77	77	78	8	1	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業	21	22	22	7	1	—	20	17	22	7	0	—	
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	—	41	41	16	—	39	—	2	41	16	—	36	
宿泊業	127	100	100	118	27	8	99	91	100	118	26	9	
飲食業	61	41	41	53	11	3	50	38	41	53	10	5	
生活関連サービス業、娯楽業	492	470	470	450	0	2	492	468	470	450	0	2	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	20	30	30	20	7	13	13	17	30	20	5	10	
その他のサービス	10	10	10	11	—	3	10	6	10	11	4	13	
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	125	117	117	122	1	1	124	121	117	122	7	1	
合計	1,102	1,071	1,071	1,030	56	77	1,046	993	1,071	1,030	73	109	

1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額	
	令和6年度					
現金	5,951	27	5,951	27	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	48,133	500	48,133	500	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,607	700	1,607	700	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	36,582	—	36,582	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,034	—	1,034	—	206	20%
国際開発銀行向け	1,020	—	1,020	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	900	—	900	—	40	4%
我が国の政府関係機関向け	1,204	200	1,204	200	40	3%
地方三公社向け	802	—	802	—	160	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	67,139	3,300	67,139	3,300	16,020	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8,501	1,000	8,501	1,000	2,605	27%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	67,423	8,921	67,423	2,811	40,545	58%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	41,095	26,182	41,095	1,735	27,030	63%
トランザクター向け	—	10,112	—	905	407	45%
不動産関連向け	47,013	—	46,264	—	34,371	74%
自己居住用不動産等向け	27,516	—	27,073	—	14,010	52%
賃貸用不動産向け	412	—	377	—	305	81%
事業用不動産関連向け	17,354	—	17,131	—	19,729	115%
その他不動産関連向け	1,730	—	1,682	—	325	19%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	14,346	—	14,346	—	14,346	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	3,345	25	3,345	23	4,184	124%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	347	—	345	—	261	76%
取立未済手形	24	—	24	—	4	20%
信用保証協会等による保証付	30,766	—	30,766	—	1,759	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	14,176	1,556	14,176	1,556	14,799	94%
合計					153,770	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
令和6年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	48,633	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,307	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	36,582	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	1,034	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	500	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,004	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	802	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	10,770	—	20,789	—	—	—	—	—	—	300	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,650	—	7,850	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	253	—	—	15,528	—	—	—	—	—	—	—	—	23,206	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	32	—	—	700	—	—	—	—	—	—	—	905	5,685	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	905	—	—	—	—
不動産関連向け	1,344	—	—	586	330	662	—	23	—	509	—	83	20,623	—	61	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	586	330	637	—	—	—	509	—	—	20,622	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	25	—	23	—	—	—	83	—	—	31	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—
その他不動産関連向け	1,344	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	391	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	167	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	13,098	17,593	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	104,804	18,393	—	29,430	330	21,452	—	23	—	509	—	988	50,374	—	61	—

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
令和6年度																	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48,633
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,307
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,582
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,034
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,020
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	900
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,404
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	802
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31,861
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,501
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	2,312	—	20,261	—	—	6,879	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68,441
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	30,136	—	—	—	—	1,037	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38,498
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	905
不動産関連向け	5,016	743	—	—	1,870	—	308	64	9,526	—	—	4,512	—	—	—	—	46,264
自己居住用不動産等向け	3,723	664	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27,073
賃貸用不動産向け	—	79	—	—	—	—	—	64	—	—	—	71	—	—	—	—	377
事業用不動産関連向け	1,292	—	—	—	1,870	—	—	—	9,526	—	—	4,441	—	—	—	—	17,131
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	308	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,682
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,346	4,320	—	—	—	18,667
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	791	—	—	—	—	2,131	—	—	—	—	3,320
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	178	—	—	—	—	—	—	—	—	—	345
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,691
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,560	216	—	—	14,777
合計	5,016	33,192	—	20,261	1,870	—	9,194	64	9,526	—	—	20,990	18,881	216	—	—	345,580

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	1,653	101,551
10%	—	18,964
20%	95,575	1,862
30%	200	—
35%	—	6,423
40%	1,908	—
50%	40,162	615
70%	1,403	—
75%	—	59,853
100%	8,535	66,513
120%	100	—
150%	—	212
250%	—	4,306
合計	149,539	260,303

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分してあります。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値(%)	資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	169,106	5,327	100.000	176,235
40%～70%	45,937	11,012	100.000	56,925
75%	17,233	15,958	100.000	33,192
80%	—	—	—	—
85%	17,468	2,792	100.000	20,261
90%～100%	6,291	4,773	100.000	11,093
105%～130%	9,590	—	—	9,590
150%	20,990	—	—	20,990
250%	18,441	1,097	40.000	18,881
400%	33	458	40.000	216
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	305,093	41,420	102.105	347,386

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（単位：百万円）

信用リスク削減手法	適格金融資産 担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	15,581	8,648	7,252	26,491	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け 第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	8,100	800	—	—	—	—
③ カバード・ボンド	—	—	—	—	—	—
④ 法人等向け	1,935	10	313	—	—	—
⑤ 中小企業等・個人向け	5,085	4,945	6,915	6,390	—	—
⑥ 中堅中小企業・個人向け	—	1,911	—	280	—	—
⑦ 抵当権付住宅ローン	10	—	—	—	—	—
⑧ 不動産取得等事業向け	255	—	—	—	—	—
⑨ 不動産関連向け	—	748	—	20,062	—	—
自己居住用不動産等向け	—	442	—	20,062	—	—
賃貸用不動産向け	—	34	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	223	—	0	—	—
その他不動産関連向け	—	48	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
⑩ 劣後債権及びその他 資本性証券等	—	—	—	—	—	—
⑪ 三月以上延滞等	—	—	0	—	—	—
⑫ 延滞等向け	—	49	—	39	—	—
⑬ 自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	1	—	167	—	—
⑭ 出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑮ 株式等	—	—	—	—	—	—
⑯ その他	194	180	23	—	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「その他」とは、①～⑯に区分されないエクスポージャーです。具体的には、中小企業等・個人向けのうち名寄せ後1億円超の先が含まれます。

自己資本の充実の状況

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の

取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・ エクスポージャー方式	カレント・ エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を実施する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

なお、仕組債等の金融商品に内包されている派生商品のグロス再構築コストは上記記載に含めておりません。

	担保による信用リスク削減手法の効果を実施する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を実施した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
① 派生商品取引合計	900	930	900	930
(i) 外国為替関連取引	451	427	451	427
(ii) 金利関連取引	30	60	30	60
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	24	58	24	58
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	395	385	395	385
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	900	930	900	930

上記計上額は仕組債等の金融商品に内包されているもののみとなり、それ以外に残高はございません。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
仕組債	—	—	5,300	5,200

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び

主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	11,925	—	12,454	—
(i) 住宅ローン債権	694	—	2,470	—
(ii) オートローン債権	2,243	—	2,147	—
(iii) その他個人向け債権	3,889	—	3,666	—
(iv) 事業者向け貸付債権	5,097	—	4,169	—

(注)再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの

区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
50%未満	8,584	—	9,132	—	79	—	77	—
100%未満	3,340	—	1,516	—	82	—	66	—

1. 所要自己資本の額はエクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	4,142	4,142	3,765	3,765
非上場株式等	9,033	—	11,213	—
合計	13,176	4,142	14,979	3,765

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び

償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	16	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

八. 貸借対照表で認識され、

かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	△ 54	△ 523

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で

認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式の評価損益です。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー

に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	39,987	47,958
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	5,070	6,584	926	1,158
2	下方パラレルシフト	0	0	0	1
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,070	6,584	926	1,158
		ホ		ヘ	
		令和6年度		令和5年度	
8	自己資本の額	19,651		19,457	

金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

このディスクロージャー誌は、「協同組合による金融事業に関する法律」(協金法)第6条において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。

○印は、協金法施行規則に定められた法定開示項目であり、◎印は、金融再生法に定められた法定開示項目です。

ごあいさつ	1	経営管理体制に関する事項	
概況及び組織に関する事項		○ リスク管理体制	10・11
事業方針(経営理念、経営ビジョン)	2	○ コンプライアンス(法令等遵守)体制	11
○ 事業の組織	43	○ マネーローナダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る管理体制	9
○ 役員一覧(理事及び監事の氏名、役職名)	43	○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	8
総代、総代会	12・13	財産の状況	
報酬体系について	9	○ 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	47・48
○ 会計監査人の名称	43	○ リスク管理債権の状況	56
○ 店舗一覧(事務所の名称、所在地)	44	◎ 金融再生法による開示債権と引当の状況	56
ATM・CDの設置状況	44	○ 有価証券、金銭の信託の評価	57・58
主要な事業の内容		外貨建資産残高	58
○ 主要な事業の内容	42	オフ・バランス取引の状況	58
営業のご案内	34～42	○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	64
業務に関する事項		○ 貸出金償却額	56
経営環境、第20次中期経営計画	2・3	○ 法定監査の状況	48
○ 業績の概要・状況	4	財務諸表の適正性、内部監査の有効性	48
○ 経常収益	4	その他の業務	
○ 経常利益	4	個人情報保護	8
業務純益	53	地域貢献情報	14～33
○ 当期純利益	4	○ 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取り組み状況	16
○ 出資総額、出資総口数	4	地域密着型金融の取り組みと金融仲介機能の 発揮状況について	14・15
○ 純資産額	4	金融商品に係る勧誘方針	42
○ 総資産額	4	電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針	42
○ 預金残高	4	沿革・あゆみ	45
○ 貸出金残高	4	各種手数料	40・41
○ 有価証券残高	4		
○ 自己資本比率	4	自己資本の充実の状況	
○ 出資配当金	4	定性的な開示	59・60
○ 職員数	4	定量的な開示	
主要業務に関する指標		○ 単体における開示事項	61～68
○ 業務粗利益、業務粗利益率	53		
○ 資金運用収支、役員取引等収支、その他業務収支	53		
○ 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、 利回り、資金利鞘	53		
○ 受取利息、支払利息の増減	53		
役員取引の状況	53		
その他業務収益の内訳	53		
経費の内訳	53		
○ 総資産経常利益率	53		
○ 総資産当期純利益率	53		
預金に関する指標			
○ 預金科目別平均残高	54		
預金者別預金残高	54		
財形貯蓄残高	54		
職員1人当たり預金残高	53		
1店舗当たり預金残高	53		
○ 定期預金の固定・変動金利区分別残高	54		
貸出金等に関する指標			
○ 貸出金科目別平均残高	55		
○ 担保の種類別の貸出金残高・債務保証見返額	56		
○ 貸出金の固定・変動金利区分別残高	55		
○ 貸出金使途別内訳	55		
○ 貸出金業種別内訳・構成比	55		
○ 預貸率	53		
消費者ローン・住宅ローン(個人向け)残高	55		
職員1人当たり貸出金残高	53		
1店舗当たり貸出金残高	53		
有価証券に関する指標			
○ 商品有価証券の種類別平均残高	57		
○ 有価証券の種類別平均残高	57		
○ 有価証券の種類別・残存期間別残高	57		
○ 預証率	53		



新潟県信用組合

編集：新潟県信用組合 総務部
〒951-8114 新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1 TEL 025-228-4111
〈URL〉 <https://www.niigata-kenshin.co.jp/>



このディスクロージャー誌の印刷に使用した電力量 500kWh は、自然エネルギーでまかなわれています。



このディスクロージャー誌は植物油インキで印刷しています。